

所得税

誤りやすい事例集

消費税

(令和6年12月)

活用に当たって

- 1 本研修教材は「誤りやすい事例」について、個人課税課及び消費税課で取りまとめたものである。
- 2 新規に追加した事例等については、「●」で表示している。
- 3 確定申告において、特に確認してほしいものについては、「◎」、「○」の順番で表示している。
- 4 各種の研修等（部外に対するものを含む。）を行う際には、その対象者や目的に応じて、この研修教材を適宜編集するなどして、有効に活用されたい。

〔凡 例〕

本事例集の文中、文末引用条文の略称は次のとおりである。

所法	所得税法	耐令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令
所令	所得税法施行令	オン化省令	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令
所規	所得税法施行規則	改正法附	所得税法等の一部を改正する等の法律附則
措法	租税特別措置法	改正令附	消費税法施行令等の一部を改正する政令附則
措令	租税特別措置法施行令	新型コロナ税特法	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律
措規	租税特別措置法施行規則	電帳法	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
復興法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法	所基通	所得税基本通達
国送法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出に関する法律	措通	租税特別措置法通達
通法	国税通則法	消基通	消費税法基本通達
相法	相続税法	耐通	耐用年数の適用等に関する取扱通達
消法	消費税法		
消令	消費税法施行令		
地法	地方税法		
地法附	地方税法附則		

所得税編

目次

一	納税地	1
二	所得の帰属	1
三	非課税所得	2
四	各種所得金額	2
1	配当所得	2
2	不動産所得	5
3	事業所得	7
	(1) 収入金額	7
	(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例	7
	(3) 家内労働者等の特例	8
	(4) 特定基金に対する負担金	9
4	事業所得・不動産所得共通事項	9
	(1) 収入金額	9
	(2) 家事費等	10
	(3) 租税公課	10
	(4) 損害保険料	11
	(5) 減価償却費	11
	(6) 修繕費	16
	(7) 事業専従者控除（青色事業専従者給与）	17
	(8) 繰延資産の償却	17

	(9) 借入金利子	18
	(10) 資産損失	18
	(11) 青色申告承認申請	18
	(12) 青色申告特別控除	19
5	給与所得	20
	(1) スtockオプションの権利行使益等	20
	(2) 所得金額調整控除	21
	(3) 給与所得者の特定支出の控除の特例	22
6	退職所得	22
7	山林所得	23
8	譲渡所得	23
9	一時所得	24
10	雑所得	25
五	損益通算等	26
	1 損益通算	26
	2 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例	28
	3 純損失の繰越控除	30
	4 純損失の繰戻し	32
	5 合計所得金額と総所得金額等	33
六	所得控除	34
	1 雑損控除	34

2	医療費控除	36
3	社会保険料控除	37
4	小規模企業共済等掛金控除	38
5	地震保険料控除	39
6	生命保険料控除	39
7	寄附金控除	40
8	障害者控除	41
9	ひとり親控除、寡婦控除	44
10	配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除	45
11	基礎控除	48
七	税額計算等の特例	48
八	税額控除	49
1	配当控除	49
2	外国税額控除	50
3	住宅借入金等特別控除等	51
4	定額減税	56
九	確定申告等	57

消 費 税 編

一	納税義務者	61
二	課税の範囲	64
三	課税仕入れ	67

四	控除対象仕入税額の調整	69
五	簡易課税制度	70
六	国境を越えた役務の提供	72
七	適格請求書等保存方式	73

所得 税 編

一 納税地

【基本事項】

原則として、申告書提出の際における納税者の住所地が納税地となる（所法 15①一、通法 21）。

【誤りやすいポイント】

○ 令和 5 年 1 月 1 日以後、事業所を納税地とする場合、事業所を納税地とする届出書の提出が必要と考えている。

【補足説明】

令和 4 年 12 月 31 日までは、事業所を納税地とする場合、住所地の所轄税務署長に対して、その旨を記載した届出書を提出しなければならなかったが、令和 5 年 1 月 1 日以後は、届出書の提出は不要である（所法 16②、令和 4 年改正法附 2、3）。

(注) 事業所を納税地としていた者が事業を廃業（法人成り）した場合には、納税地を事業所から住所地へ変更する必要があるので注意する。

【参考】 ※ 国税庁HPタックスアンサー「No. 2029 確定申告書の提出先(納税地)」

「No. 2091 個人事業者の納税地等に異動があった場合の届出関係」

- ◆ 納税義務者が、死亡した場合又は納税管理人を指定している場合の納税地は、次のとおり。
 - ・ 死亡した納税義務者の納税地（所法 16③） ⇒ その死亡当時における納税地（相続人の納税地ではない。）
 - ・ 納税管理人が納税義務者に代わって申告する場合の納税地 ⇒ 納税義務者本人の納税地（納税管理人の納税地ではない。）

二 所得の帰属

【誤りやすいポイント】

○ 共有物件を賃貸し、その賃料の全部をそのうちの 1 人の所得として申告している。

【補足説明】

資産から生ずる所得は、原則としてその所有者（共有の場合には、各人の持分割合）に帰属する（所基通 12-1）。

○ 配偶者や親名義の土地を、例えば月極め駐車場として、土地所有者以外の名義で契約し、その所得を契約者の所得として申告している。

土地の所有者以外の者が構築物の設置等に係る相当の費用負担をしない場合などの単に土地のみの貸付けによる所得は、契約内容にかかわらず、土地の所有者が申告しなければならない（所基通 12-1）。

三 非課税所得	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
◎ 遺族年金を公的年金等に係る雑所得として申告している。	遺族年金で、死亡した人の勤務に基づいて支給されるもの及び各社会保障制度に基づき支給されるものは非課税である（所法9①三口、所基通9-2、国民年金法等の各法）。
○ 通勤手当の支給を受けていない給与所得者が、通勤費相当額を非課税と考え、当該通勤費相当額を給与収入から控除して給与所得を計算している。	非課税とされる通勤手当は、給与所得者が通常の給与に加算して受けるものに限られる（所法9①五）。 したがって、仮に、会社からの証明書等で給与のうちから通勤費を支出していることが明確になったとしても、その通勤費相当額を非課税所得として取り扱うことはできない。
○ 交通事故等に起因して受け取った治療費、慰謝料及び損害賠償金を全て非課税としている。	たな卸資産につき損失を受けたことにより取得した部分、店舗や車両等の固定資産に加えられた損害に基因し、収益の補償として支払いを受けた部分及び所得の計算上必要経費に算入される金額（例えば従業員に対する給料等）を補填するための部分は、非課税とされない（所法9①十八、所令30、94）。 これに対し、事業用以外の資産に損失を受けたことにより取得した部分、心身に加えられた損害に基因し、給与又は収益の補償として支払いを受けた部分等は非課税となる。 ※ 国税庁HPタックスアンサー 「No.1700 加害者から治療費、慰謝料及び損害賠償金を受け取ったとき」

四 各種所得金額	
1 配当所得	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
◎ 上場株式等の配当等について、全ての株主が確定申告不要制度を適用可能と考えている。	個人の大口株主等が支払を受けるべき上場株式等の配当等のうち、確定申告不要制度の対象となるのは、1銘柄について、1回に支払を受けるべき配当等の金額が次の算式で計算される金額以下のものに限られる（措法8の5①一、二）。（算式）10万円×配当計算期間の月数（最高12か月）÷12
◎ 確定申告を要しない利子所得又は配当所得を申告した後に、これらを修正申告又は更正の請求で除外している。	確定申告を要しない利子所得又は配当所得を申告した場合には、その後の修正申告や更正の請求において除外することはできない（措通8の5-1）。 また、確定申告を要しない利子所得又は配当所得について申告漏れ又は申告しないことを選択した場合は、その後の修正申告や更正の請求において申告等することはできない。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>◎ 確定申告において申告分離課税を選択した上場株式等の配当等を、更正の請求又は修正申告において総合課税に選択替えしている。</p>	<p>申告分離課税を選択して確定申告をした場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告をするときにおいても、申告分離課税を選択することになる（措法8の4-1）。 なお、上場株式等の配当等を申告する場合には、その全額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することに留意する（措法8の4②）。</p>
<p>◎ 複数の源泉徴収選択口座で上場株式等の利子等又は配当等を受領している場合において、それらを申告するときは、その全てを申告する必要があり、一部の口座のみを選んで申告することはできないと考えている。</p>	<p>複数の源泉徴収選択口座内に利子等又は配当等を有する場合には、それぞれの源泉徴収選択口座（口座内の利子等と配当等の合計額）ごとに申告不要制度の適用を選択することができる（措法37の11の6⑨）。ただし、一の口座内の利子所得と配当所得のいずれか一方のみを申告し、又は申告しないとすることはできない。 なお、源泉徴収選択口座において受領する利子等又は配当等以外の利子等又は配当等については、1回に支払を受けるべき利子等又は配当等ごとに選択することができる（措法8の5④）。</p>
<p>◎ 源泉徴収選択口座内で上場株式等の配当等と譲渡損失とが損益通算されている場合に、その譲渡損失を申告するときは、併せてその配当等の申告も必要となるが、このときに、その配当等の申告については総合課税を選択することはできないと考えている。</p>	<p>源泉徴収選択口座内で上場株式等の配当等と譲渡損失とが損益通算されている場合において、その譲渡損失を申告するときは、同時にその配当等の申告も必要となる（措法37の11の6⑩）。 この場合において、上場株式等の配当等については、総合課税又は申告分離課税のいずれの方法も選択することができる。 なお、上場株式等の利子等については、総合課税を選択することはできないことに留意する（措法8の4②）。</p>
<p>○ 外国の証券会社に預けている外国上場株式の配当は、申告分離課税の選択又は上場株式等に係る譲渡損失との損益通算ができないと考えている。</p>	<p>外国金融商品市場において売買されている株式等も「上場株式等」に含まれることから、外国の証券会社に預けている外国上場株式の配当は、申告分離課税の選択及び上場株式等に係る譲渡損失との損益通算ができる（措法8の4①一、37の11②一、37の12の2①）。 ① ただし、金融商品取引法上の登録を受けていない金融商品取引業者等において行う「上場株式等の譲渡」により生じた損失は、上場株式等の配当等との損益通算又は繰越控除ができないことに留意する（措法37の12の2②一）。</p>

【誤りやすいポイント】

◎ 令和5年分以後の確定申告における上場株式等の配当等について、所得税の確定申告で総合課税にて申告する場合、住民税の申告では申告不要（特別徴収の5%のまま）とすることができると考えている。

【補足説明】

令和4年度の地方税法の改正により、令和6年度（令和5年分）から、所得税と個人住民税の課税関係を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなった。
 なお、申告不要又は申告分離課税を選択することができる株式譲渡所得についても、同様である。
 ④ 所得税において総合課税又は申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載がある確定申告書が提出された場合に限り、総所得金額からこれらの金額を除外して算定することの規定を適用しないこととされた（地法32⑬、313⑬）。
 また、申告分離課税又は総合課税の選択についても、所得税において申告分離課税の規定が適用された場合に限り、個人住民税においても申告分離課税を適用し、それ以外の場合は総合課税を適用することとされた（地法附33の2②⑥）。

【参考】 ※ 国税庁HPタックスアンサー「No.1330 配当金を受け取ったとき(配当所得)」

◆ 配当課税制度の概要

一般株式等の配当等 上場株式等の配当等 (個人の大口株主等)	源泉徴収税率(復興税含む)	20.42%
	確定申告 不要制度	1回10万円に配当計算期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額以下
上場株式等の配当等 (個人の大口株主等を除く。)	源泉徴収税率(復興税含む)	15.315% (他個人住民税5%)
	確定申告 不要制度	上 限 な し

※ 確定申告不要制度を選択した配当等については、配当控除の対象とはならず、その源泉徴収税額を納付すべき税額の計算上控除することもできない。

※ 「個人の大口株主等」とは、発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上を有する者をいう。

なお、令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき上場株式の配当等については、いわゆる同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等を合算し3%以上になる場合を含む。

※ 平成31年4月1日以後に確定申告書を提出する場合、上場株式等の支払通知書や特定口座年間取引報告書等の添付又は提示は不要となった。

四 各種所得金額

2 不動産所得

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

<p>◎ 賃貸用不動産を相続により取得し、年 の途中で遺産分割が行われた場合、その 年分の未分割期間中の不動産所得の計 算を分割後の相続分で計算している。</p>	<p>遺産分割が行われるまでの期間は法定相続分により計算する。 なお、遺産分割の効果は、未分割期間中の所得の帰属に影響を及ぼすものではないので、分割の確定 を理由とする更正の請求又は修正申告を行うことはできない。 ※ 国税庁HPタックスアンサー「No.1376 不動産所得の収入計上時期Q 未分割遺産から生じる不 動産所得」</p>
<p>○ アパートが2人以上の共有である場 合、貸付けの規模を共有持分であん分し た後で判定している。</p>	<p>貸付け用不動産が2以上の者の共有である場合であっても、当該不動産貸付けが事業的規模か業務 的規模かは、当該不動産の全体の貸付けの規模で判定する。</p>
<p>○ 貸室8室と貸地10件がある場合、貸付 けの規模の判定を貸室のみでしている。</p>	<p>1室の貸付けに相当する土地の貸付件数を「おおむね5」としてその貸付けが事業的規模か業務的規 模かを判定する。</p>
<p>○ 自己が居住する住宅を利用して住宅宿泊事 業（いわゆる「民泊」）を行い、不動産所得と して申告している。</p>	<p>自己が居住住宅を利用して住宅宿泊事業（いわゆる「民泊」）を行う場合の所得は、原則として雑所得に該当する。</p>

【参考】 ※ 国税庁HPタックスアンサー「[No.1373 事業としての不動産貸付けとそれ以外の不動産貸付けとの区分](#)」

◆ 不動産所得は、その不動産貸付けが事業的規模であるのか、事業的規模に至らない規模であるのかにより、所得税法上の取扱いに差異がある。
事業的規模で行われているか否かの判定は、その実質に基づき判定されるのであるが、次の事実のいずれかに該当する場合には、特に反証がな
い限り、事業として行われているものとする（所基通26-9）。

- (1) 貸間、アパート等については、貸与することができる独立した室数がおおむね10以上であること。
- (2) 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること。

◆ 事業的規模と事業的規模に至らない規模の課税上の主な取扱いの差異

項目	規模	事業的規模	事業的規模に至らない規模
資産損失 (取壊し、除却、滅失等)		損失の金額(原価ベース)を損失の生じた年分の必要経費に算入する(所法51①)。	損失の金額(原価ベース)を損失の生じた年分の不動産所得の金額を限度として必要経費に算入する(所法51④)。(注1)
貸倒損失		賃貸料等の貸倒れによる損失は、貸倒れが生じた年分の必要経費に算入する(所法61②)。	賃貸料等の回収不能による損失は、その収入が生じた年分にさかのぼって収入金額がなかったものとみなす(所法64①)。(注2)
青色事業専従者給与		青色事業専従者へ支払った給与のうち労務の対価として相当なものは、その年分の必要経費に算入する(所法57①)。	適用なし
事業専従者控除		専従者1人につき最高50万円(配偶者である専従者については最高86万円)を必要経費に算入する(所法57③)。	適用なし
青色申告特別控除		一定の要件を満たす場合には、最高65万円の控除が受けられる(措法25の2③④⑥)。	最高10万円の控除となる(措法25の2①)。

(注1) 災害等による損害は、選択により雑損控除の対象とすることができる。

(注2) 収入がなかったものとみなされる金額は、次のうち最も低い金額となる(所令180②、所基通64-2の2)。

- ① 回収不能金額
- ② 所法第64条適用前の課税標準の合計額
- ③ ②の計算の基礎とされた不動産所得の金額

(注3) 青色申告特別控除についてはP19参照。

四 各種所得金額	
3 事業所得 (1) 収入金額	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 弁護士の着手金や歯科医の歯列矯正料を前受収入としている。	原則として、弁護士の着手金は受任した時に、歯科医の歯列矯正料は矯正装置を装着した時に、総収入金額に計上する。 (但) 人的役務の提供が完了していなくても、人的役務の提供の程度に応じて収入する等の特約又は慣習がある場合には、その特約又は慣習による収入時期により計上する必要がある(所基通36-8(5))。
○ 事業用車両の売却(下取り)収入を事業所得の収入金額としている。	事業用の資産の譲渡による所得であっても、棚卸資産の譲渡や営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡に該当しない場合には、譲渡所得となる(所法33)。ただし、少額減価償却資産及び一括償却資産の必要経費算入の規定の適用を受けた資産を除く(所法33②一、所令81)。

四 各種所得金額	
3 事業所得 (2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 措法26の適用を受けている者が、その収入の全てが社会保険診療報酬であるにもかかわらず、所得の計算上、青色申告特別控除額を控除している。	青色申告特別控除の限度額の計算上、措法26の適用対象とした所得は除外して計算することとなり、医業所得の場合、いわゆる自由診療報酬に係る所得部分のみが当該計算の基礎とされる(措法25の2①二括弧書)。このため、収入の全てが社会保険診療報酬であり、当該報酬につき措法26の適用を受けている場合には、当該報酬に係る所得の計算上控除する青色申告特別控除額は零円となる。

四 各種所得金額

3 事業所得 (3) 家内労働者等の特例

【基本事項】

家内労働者等の事業所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）の金額の計算上、実額の必要経費が55万円（令和元年分までは65万円）に満たない場合は、55万円（収入金額を限度^(世)）を控除する（措法27）。

(世) 他に給与所得を有する場合には、55万円から給与所得控除相当額を控除した残額を限度とする。

→「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書」を作成して申告書に添付する。

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

○ 自宅で生徒数人を教えているピアノ講師が家内労働者等の特例を適用している。

特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者に当たらない（措法27、措令18の2①）。

なお、「特定の者」は複数の者であっても差し支えないが、人的役務の提供先を広く募るなど、その業務の性質上、不特定の者を対象としている場合には、該当しない。

◎ シルバー人材センターから70万円の配分金を受領しているとともに、公的年金等以外の個人年金収入が200万円ある（当該年金収入に対応して控除すべき掛金の額が100万円）者が、家内労働者等の所得計算の特例を適用し、55万円と100万円との合計額155万円を必要経費としている。

公的年金等以外の個人年金収入に対応して控除すべき掛金の額が55万円（令和元年分までは65万円）以上であるため、家内労働者等の所得計算の特例の適用はない（措法27）。

(世) この特例は、所得税法35条3項に規定する公的年金等に係る雑所得を除いたところで適用する。

(世) シルバー人材センターが行う業務に就業する高齢者は、シルバー人材センターに対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者であり、家内労働者等に含まれる（措法27、措令18の2①）。

○ 当初申告で家内労働者等の所得計算の特例を適用していない場合には、更正の請求で当該特例を受けることはできないと考えている。

家内労働者等の所得の計算の特例は申告要件とされていないため、当初申告において、当該特例が適用されるにもかかわらず適用していなかった場合には、更正の請求をすることができる（措法27）。

【参考】 ※ 国税庁HPタックスアンサー「No.1810 家内労働者等の必要経費の特例」

四 各種所得金額

3 事業所得 (4) 特定基金に対する負担金

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

○ 特定の基金に対する負担金等（中小企業倒産防止共済事業に係る基金に係る掛金等）を必要経費に算入しているにもかかわらず、確定申告書にそれらに関する明細書の添付がない。

特定の基金に対する負担金等を必要経費に算入する特例の規定の適用を受ける場合には、確定申告の際に、適用に関する明細書（「特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書」）を添付しなければならないこととされている（措法28③）。

四 各種所得金額

4 事業所得・不動産所得共通事項 (1) 収入金額

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

◎ 税込経理方式を適用している者が、消費税等の確定申告により還付を受けた消費税等を雑収入に計上していない。

消費税等の確定申告書を提出した日（未収入金に計上した場合は、未収入金に計上した日）の属する年分の雑収入に計上する（平元. 3. 29 直所3-8「8」）。

○ 税抜経理方式を適用している者が仮払消費税等の金額と仮受消費税等の金額の差額と、納付する（還付される）消費税等との差額を消費税等の確定申告書を提出した日の属する年の雑収入（必要経費）に算入している。

差額が生じた課税期間に対応する年分の雑収入（必要経費）に算入する（平元. 3. 29直所3-8「6」）。

四 各種所得金額

4 事業所得・不動産所得共通事項 (2) 家事費等

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

○ 店舗併用住宅の住宅部分等に係る費用を全て必要経費に算入している（固定資産税、水道光熱費、損害保険料、借入金利子、減価償却費等をあん分して計算していない。）。

業務以外の部分については、家事費として必要経費に算入されない（所法45①）。

四 各種所得金額

4 事業所得・不動産所得共通事項 (2) 租税公課

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

○ 業務用資産を相続により取得した場合の登録免許税は、必要経費にならないとしている。

相続、遺贈又は贈与により取得した場合にも、必要経費となる（所基通37-5）。
※ 国税庁HPタックスアンサー「No.2215 固定資産税、登録免許税又は不動産取得税を支払った場合」

○ 事業用不動産を相続した場合、当該不動産に係る固定資産税は、1月1日時点の所有者に対して課されるため、全額を被相続人の必要経費にしなければならないと考えている。

相続開始前に納税通知があった場合、被相続人の所得計算において、相続した事業用不動産に係る固定資産税については、次のいずれかを選択して必要経費に算入できる（所基通37-6）。

- ① 全額
- ② 納期到来分
- ③ 納付済分

※ 国税庁HP質疑応答事例「死亡した父親が所有していた賃貸用不動産に係る固定資産税の必要経費算入」

【参考】

- ◆ 必要経費になるもの
事業税、固定資産税、自動車税、登録免許税、印紙税などの税金、商工会議所、同業者組合、商店会などの会費、組合費など
- ◆ 必要経費にならないもの（家事費）（所法45①二～七）
所得税、相続税、住民税、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料など

四 各種所得金額	
4 事業所得・不動産所得共通事項 (3) 損害保険料	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 建物共済、長期総合保険などで積立部分のある損害保険料を全額必要経費に算入している。	積立部分の保険料は資産計上し、積立以外の部分が必要経費となる（所基通 36・37 共-18 の 2）。

四 各種所得金額	
4 事業所得・不動産所得共通事項 (4) 減価償却費 イ 減価償却の対象とされない資産等	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 税込経理方式を適用している者が、税抜価額を取得価額として少額減価償却資産の判定をしている。	税込経理方式を適用している者は、減価償却資産の取得価額は、税込の価額によることとなる（平元 3. 29 直所 3-8 「9」）。
○ 令和5年中に購入した取得価額 10 万円以上 20 万円未満の備品等について、一括償却資産として申告したが、令和6年中に除却したので、未償却残高を全て必要経費に算入している。	一括償却資産とした年分の翌年以後、その全部又は一部を滅失、除却等をして再計算をすることはできず、業務の用に供した日以後3年間にわたって、その取得価額の3分の1に相当する金額を必要経費に算入する（所令139、所基通49-40の2）。
○ 青色申告を行う中小事業者が、取得した少額減価償却資産について、その取得価額の合計額が300万円を超えているにもかかわらず、その全額について必要経費に算入していた。	少額減価償却資産については、その取得価額の合計額が300万円に達するまでの少額減価償却資産の合計額しか必要経費とすることができない（措法28の2）。 ※ 国税庁HPタックスアンサー「No.2100 減価償却のあらまし」

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>◎ 一括償却資産の必要経費算入又は中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例を確定申告書で適用しなかった者が、更正の請求等で適用できると考えている。</p>	<p>一括償却資産の必要経費算入は、一括償却資産を業務の用に供した日の属する年分の確定申告書に一括償却対象額を記載した書類を添付し、かつ、その計算に関する書類を保存していた場合に限り、適用される（所令139②）。</p> <p>中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例は、確定申告書に少額の減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合、又は、確定申告書に添付する青色申告決算書に措法28の2①の適用を受けること等一定の事項を記載し、当該減価償却資産の明細を別途保管している場合に限り、適用される（措法28の2③、措通28の2-3）。</p> <p>したがって、更正の請求や修正申告において新たにこれら特例を適用することはできない。</p>

四 各種所得金額	
4 事業所得・不動産所得共通事項 (4) 減価償却費 口 取得価額	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 業務用不動産（建物）の取得時に支出した仲介手数料を、必要経費に算入している。</p>	<p>取得の際に支払う仲介手数料は、購入のために要した費用であり、減価償却資産の取得価額に算入することになる（所令126①-イ）。</p>

四 各種所得金額	
4 事業所得・不動産所得共通事項 (4) 減価償却費 ハ 償却方法	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 個人事業者が、令和6年中に取得した車両について、定率法を適用して減価償却費を計算している。</p>	<p>償却方法の届出がなければ、鉱業用減価償却資産及び鉱業権を除き、定額法となる（所法49、所令125）。</p> <p>※ 国税庁HPタックスアンサー「No.2100 減価償却のあらまし」</p>

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>◎ 被相続人が旧定率法により償却していた減価償却資産を相続により取得した場合、その相続人が、償却方法の届出をしないまま、引き続き旧定率法により減価償却費を計算している。</p>	<p>相続により減価償却資産を取得した場合、取得価額、帳簿価額、耐用年数は被相続人から引き継ぐ(所法60①、所令126②)が、償却方法は引き継がない。</p> <p>所得税法施行令第120条第1項に規定する「取得」には相続遺贈又は贈与が含まれることから(所基通49-1)、相続により取得した建物の償却方法は定額法になる。</p> <p>事業等を承継した相続人が定率法を採用しようとする場合には、新たに償却方法の届出が必要である(所令123①②)。</p>

四 各種所得金額	
4 事業所得・不動産所得共通事項 (4) 減価償却費 二 非業務用資産・中古資産	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 店舗併用住宅の場合、未償却残高を計算する際、「取得価額-必要経費算入額」としている。</p>	<p>「取得価額-自宅部分も含めたその年分までの減価償却費の累計額」となる。</p>
<p>○ 家事用資産を業務用に転用した場合に、その資産の取得が平成19年4月1日以後であるとして、転用時点での未償却残高を定額法で計算している。</p>	<p>転用時点での未償却残高は資産の当初取得価額を基礎として法定耐用年数×1.5の年数により旧定額法に準じて計算する(所法38、所令85、135)。</p> <p>※ 国税庁HPタックスアンサー「No.2109 新築家屋等を非業務用から業務用に転用した場合の減価償却」</p>
<p>○ 令和5年中に、中古資産を取得し、その年は法定耐用年数を用いて減価償却費を計算していたが、令和6年分で簡便法による耐用年数に変更した。</p>	<p>いわゆる「簡便法」を用いて中古資産の耐用年数を算定することが認められるのは、その事業の用に供した年分においてその算定をした場合であるから、当該事業の用に供した年分において簡便法を用いなかったときは、その後の年分において簡便法を用いることはできない(耐令3、耐通1-5-1)。</p>

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 取得した減価償却資産が中古資産であったことを理由として、更正の請求により、当該資産の耐用年数を変更することができると考えている。	中古資産の耐用年数の特例（耐令3）は、その中古資産を事業の用に供した年分において適用を受けなかった場合、その後に更正の請求や修正申告により当該特例を適用することはできない（耐通1-5-1）。

四 各種所得金額	
4 事業所得・不動産所得共通事項 (4) 減価償却費 木 建物	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 建物に係る資本的支出の耐用年数を建物本体の耐用年数としていない。	<p>建物に係る資本的支出については、建物本体の耐用年数により償却する（耐通1-1-2）。</p> <p>なお、平成19年4月1日以後支出した資本的支出については、原則として、建物本体と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新たに取得したものとして減価償却費の計算を行う（所令127①）。</p> <p>※ 国税庁HPタックスアンサー「No.2107 資本的支出を行った場合の減価償却」</p>
◎ 鉄骨鉄筋コンクリート造の建物の附属設備について、建物本体と一括して建物の耐用年数を適用している。	<p>建物の附属設備を建物本体と区分せずに建物の耐用年数を適用できるのは、木造、合成樹脂造又は木骨モルタル造の建物の附属設備に限られる（耐通2-2-1）。</p> <p>なお、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物の償却方法は旧定額法に、平成19年4月1日以後に取得した建物については定額法に限られる。平成28年3月31日以前に取得した建物の附属設備の償却方法は、定率法又は旧定率法を選択する旨の届出をすることを条件に、定率法又は旧定率法を適用することができる。</p>

四 各種所得金額

4 事業所得・不動産所得共通事項 (5) 減価償却費 へ 平成19年度改正

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

- | | |
|--|--|
| <p>○ 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却費を旧定額法又は旧定率法により計算している。</p> | <p>平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却費は、定額法又は定率法により計算する（所法49①、所令120の2①）。</p> |
| <p>○ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、必要経費に算入された償却費の累計額が取得価額の95%相当額に達した年分から5年間の均等償却を行っている。</p> | <p>5年間の均等償却は、必要経費に算入された償却費の累計額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年から行い（所令134②）。</p> <p>※ 国税庁HPタックスアンサー「No.2105 旧定額法と旧定率法による減価償却(平成19年3月31日以前に取得した場合)」</p> |
| <p>○ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、残存価額（取得価額の10%）までしか減価償却費の計算をしなかった者が、未償却残高（取得価額の10%相当額）を基礎として、償却できることを知った年分以後5年間で1円まで必要経費に算入している。</p> | <p>所得税法上の減価償却費の計算はいわゆる強制償却であるため、取得価額の95%相当額に達するまでの各年において適法に必要経費に算入されたものとみることから、取得価額の5%から1円を差し引いた金額を5年間で償却をする。</p> |

四 各種所得金額

4 事業所得・不動産所得共通事項 (6) 修繕費

【基本事項】

業務の用に供している固定資産の通常の管理又は修理のために支出した金額は「修繕費」として必要経費になるが、当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなる部分に対応する金額は「資本的支出」として取得価額を構成し、減価償却の方法によって費用化される（所法 37 ①、所令 181）。

【誤りやすいポイント】

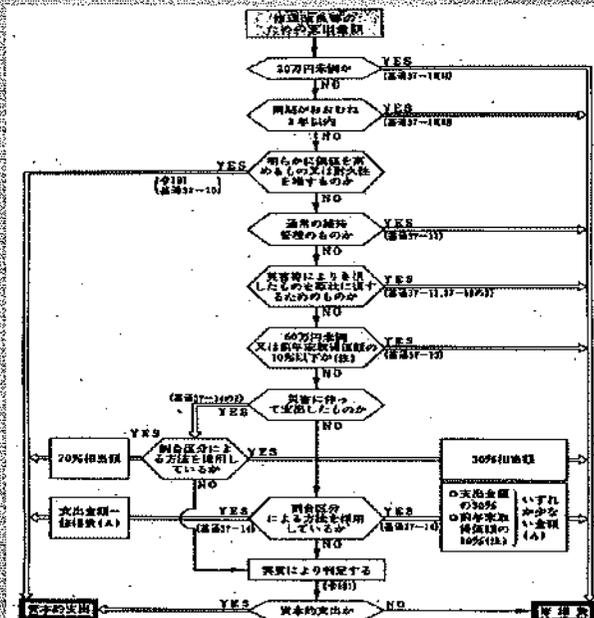
○ 明らかに固定資産の価値を高める支出であるのに、修繕費として一括して必要経費に算入している。

【補足説明】

修繕費のうち、明らかに資本的支出となるものは減価償却の対象とされ、一括して必要経費に算入できない。
 なお、資本的支出であるかどうか明らかでないものは、形式基準を参考に区分する（所基通37-10～37-16の2）。

【参考】 ◆ 形式基準による区分

※ 国税庁HPタックスアンサー「No.1379 修繕費とならないものの判定」



※ 「前年定価額」とは、原則として前年12月31日に有する固定資産の最初の取得価額に減価のその箇所減価につき支出された劣字酌量支出額を加算したものです。

四 各種所得金額

4 事業所得・不動産所得共通事項 (7) 事業専従者控除 (青色事業専従者給与)

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

<p>○ 6月を超える期間、事業に専従していない者を事業専従者(白色)としている。</p>	<p>事業専従者(白色)の要件として、「その年を通じて6月を超える期間、事業に専ら従事していること」が必要であり、青色申告者の場合のような例外(従事できる期間の2分の1を超える期間専ら従事すればよい。)はない(所令165①)。 ※ 国税庁HPタックスアンサー「No.2075 青色事業専従者給与と事業専従者控除」</p>
<p>◎ 一律1人50万円(配偶者は86万円)の専従者控除をすることで、専従者控除前の所得金額÷(専従者数+1)を超える専従者控除額を計上している。</p>	<p>専従者控除額は、次のいずれか低い金額である(所法57③)。 ① 50万円(配偶者は86万円) ② 専従者控除前の所得金額 ÷ (専従者数+1)</p>

四 各種所得金額

4 事業所得・不動産所得共通事項 (8) 繰延資産の償却

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

<p>○ 借地権の更新料を繰延資産として償却している。</p>	<p>建物を賃借するための権利金等は繰延資産とされる(所令7①三、所基通2-27)が、借地権存続期間を更新するために支払った更新料は繰延資産とはされず、借地権の取得費に算入されるとともに、次の算式によって計算した金額が必要経費に算入される(所令182)。</p>
<p>(算式) $(A + B - C) \times \frac{D}{E} = \text{借地権の取得費の必要経費算入額}$</p> <p>A: 借地権の取得費 B: 更新前に支出した改良費及び前回までの更新料 C: 取得費のうち前回までに必要経費に算入した額 D: 借地権の更新料 E: 借地権の更新時の価額</p>	

四 各種所得金額

4 事業所得・不動産所得共通事項 (9) 借入金利子

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

- 事業所得を有する者が借入金によりアパートを取得した場合、アパートの賃貸業を開始する前の期間に対応する借入金の利子を不動産所得の必要経費に算入している。
- 従来の業務と所得区分の異なる業務を開始した場合には、当該業務の用に供する資産の取得に係る借入金利子のうち業務を開始するまでの期間に対応する借入金利子は当該資産の取得価額に算入することとなる（所基通37-27(世)、38-8）。

四 各種所得金額

4 事業所得・不動産所得共通事項 (10) 資産損失

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

- 居住用建物を取り壊して、業務用建物に建て替えた場合の、当該居住用建物の取壊しによる損失及び取壊し費用を必要経費に算入している。
- 非業務用資産の資産損失及び取壊し費用は、自己の財産の任意の処分と考えられるため、必要経費に算入することはできない（所法45①一）。
- なお、新しく建てられる業務用建物の取得価額にも算入できない。

四 各種所得金額

4 事業所得・不動産所得共通事項 (11) 青色申告承認申請

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

- ◎ 従前から不動産貸付業を営んでいる白色申告者が、本年7月に事業所得を生ずべき事業を開始したので、その事業を開始した日から2月以内に青色申告承認申請書を提出した場合、本年分から青色申告が認められると考えている。
- 「新たに…業務を開始した場合」とは、青色申告の承認を受けることができる業務のいずれも営んでいない者が、いずれかの業務を開始した場合をいうのであって、既に青色承認申請を行うことができる不動産所得等を生ずべき業務を行っている場合は含まれない（所法143、144）。
- なお、不動産所得を生ずべき業務を本年3月に廃止し、その後同年7月に事業所得を生ずべき事業を開始した場合も同様である。

四 各種所得金額	
4 事業所得・不動産所得共通事項 (12) 青色申告特別控除	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
◎ 貸借対照表の提出がない又は期限後申告の場合でも55万円又は65万円の青色申告特別控除を適用している。	55万円又は65万円の青色申告特別控除額を適用するには、申告書に正規の簿記の原則に従った記録に基づく貸借対照表、損益計算書を添付し、その控除を受ける旨を記載して法定申告期限内に提出しなければならない(措法25の2③④⑥)。
○ 青色申告決算書を書面提出した場合には、どのような場合であっても、65万円の青色申告特別控除を適用することができないと考えている。	令和4年分以後、青色申告決算書を書面で提出していても、優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、かつ、電子帳簿保存法第8条第4項の規定の適用を受ける旨の届出書を提出期限内に提出している場合は、65万円の青色申告特別控除を適用することができる(措法25の2④、措通25の2-5、電子帳簿保存法8④)。 ※ 国税庁HPタックスアンサー「No. 2072 青色申告特別控除」
○ 事業所得が赤字で、不動産所得が事業的規模に至らない場合に、青色申告特別控除は10万円が上限であると考えている。	不動産所得が事業的規模に至らないとしても、事業所得がある場合には、他の要件を満たすことで、55万円又は65万円の青色申告特別控除を適用することができる(措法25の2③④⑥)。
○ 青色申告者が、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を適用して事業所得を計算した場合、青色申告特別控除の適用を受けることができないと考えている。	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例により必要経費の計算をする場合においても、青色申告特別控除の適用を受けることができる(措法25の2、27)。
◎ 年の途中で死亡した青色申告者の準確定申告は、翌年3月15日までに申告すれば、55万円又は65万円の青色申告特別控除の適用を受けられると考えている。	年の途中で死亡した者の準確定申告の法定申告期限は、「相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日」であるため、55万円又は65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、その日までに申告する必要がある(所法125、措法25の2③④⑥)。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 申告義務がない場合、3月16日以後に確定申告書を提出しても青色申告特別控除は、55万円又は65万円が適用できると考えている。	55万円又は65万円の青色申告特別控除の適用を受ける場合、法定申告期限までに確定申告書を提出する必要がある(措法25の2④、25の2-6)。

四 各種所得金額	
5 給与所得 (1) ストック・オプションの権利行使益等	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 外国親会社から日本子会社の従業員等に付与されたストック・オプション(株式取得)の権利行使に係る経済的利益や、リストラクテッド・ストック(譲渡制限付株式)の譲渡制限解除による株式取得に係る利益を、株式等の譲渡所得としている。	<p>ストック・オプションの権利行使に係る経済的利益やリストラクテッド・ストックの譲渡制限解除による株式取得の利益に係る所得は、原則として給与所得となる(所法28、36、所令84、所基通23～35共-6)。</p> <p>④ 外国会社の株式の譲渡所得の申告相談において、納税者の勤務先が当該株式の発行会社又はその関連会社である場合には、ストック・オプションやリストラクテッド・ストックにより取得した株式である(給与所得として課税される。)場合があるので留意する。</p>
○ 外国親会社から日本子会社の従業員等に付与されたストック・オプションであるにもかかわらず、措法第29条の2《特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等》の適用があると考えている。	措法第29条の2(いわゆる税制適格ストック・オプション)の規定は、日本の会社から付与された一定の要件を満たすストック・オプションに限り適用される(措法29の2①)。よって、外国親会社から付与されたストック・オプションにこの規定は適用されない。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 外国親会社から日本子会社の従業員等に付与されたストック・オプションの権利行使に係る経済的利益について、給与所得の金額を計算する場合に、給与等の収入金額から証券会社等に支払った取引手数料を控除した残額を給与等の収入金額としている。</p>	<p>発行法人から付与されたその新株予約権等の行使に係る経済的利益については、その新株予約権等の行使に基づいて取得する株式の行使日における価額からその新株予約権等の行使に係る権利行使価額（新株予約権の取得価額に行使に際し払い込むべき額を加算した金額）を控除した金額とされている。</p> <p>よって、権利行使のために証券会社等に支払った手数料を差し引くことはできない（所法36②、所令84③）。</p> <p>なお、株式を売却した際には、譲渡所得の金額の計算上、取得費として総収入金額から控除する。</p>
<p>【参考】</p> <p>◆ 税制非適格ストック・オプション ※ 国税庁HPタックスアンサー「No. 1543 税制非適格ストック・オプションに係る課税関係について」</p> <p>◆ 税制適格ストック・オプション ※ 国税庁HPタックスアンサー「No. 1540 スtock・オプション税制の適用を受けて取得した株式を譲渡した場合」 「No. 1541 スtock・オプション税制の適用を受けて取得した株式の返還又は移転があった場合」</p>	

四 各種所得金額

5 給与所得 (2) 所得金額調整控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 所得金額調整控除の適用要件の判定に当たって、共働き世帯で扶養親族に該当する 23 歳未満の子を有する場合、夫婦のいずれか一方でしか適用を受けることができないと考えている。</p>	<p>同じ世帯に所得者が2人以上いる場合、これらの者の扶養親族に該当する者については、扶養控除と異なり、いずれかの扶養親族にのみ該当するものとみなされないため、これらの者はいずれも所得金額調整控除の適用を受けることができる（措通41の3の3-1）。</p> <p>※ 国税庁HPタックスアンサー「No. 1411 所得金額調整控除」</p>

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 所得金額調整控除の適用要件の判定に当たって、扶養親族に16歳未満の者しかいない場合には、この控除の適用を受けることができないと考えている。	「控除対象扶養親族」と異なり、「扶養親族」には16歳未満の者も含まれるため、給与等の収入金額が850万円を超えており、16歳未満の扶養親族である子がいるような場合にも、所得金額調整控除の適用を受けることができる。

四 各種所得金額	
5 給与所得 (3) 給与所得者の特定支出の控除の特例	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費）100万円について、その全額を特定支出控除の対象として給与所得の金額を計算している（給与等の支払者の証明有）。	特定支出に係る勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費）については、65万円までを限度として計算することとされている（所法57の2⑦）。 ※ 国税庁HPタックスアンサー「No.1415 給与所得者の特定支出控除」
【参考】 ※ 国税庁HP令和5年6月14日付の個人課税課情報 「令和5年分以後の所得税に適用される給与所得者の特定支出の控除の特例の概要等について」	

四 各種所得金額	
6 退職所得	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 退職した翌年に退職金の支給を受けた場合、支給を受けた年分の退職所得としている。	退職所得の収入とすべき時期は、原則としてその支給の基となった退職日による。ただし、会社役員等の場合で、その支給について株主総会等の決議を要するものについては、その決議のあった日とされる（所基通36-10）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 「自衛官若年定年退職者給付金の支払調書」に記載された支払金額を退職所得の収入金額として申告している。</p>	<p>自衛官若年定年退職給付金について、1回目の給付金は退職所得に該当し退職所得の源泉徴収票が交付される。2回目の給付金については「自衛官若年定年退職者給付金の支払調書」が交付され、一時所得として課税される。</p> <p>(注) 上記支払調書には、摘要欄に「退職年月日」が記載されることから注意が必要である。</p>
<p>【参考】</p> <p>※ 国税庁HPタックスアンサー「No. 1420 退職金を受け取ったとき(退職所得)」</p> <p>※ 国税庁HPタックスアンサー「No. 2725 退職所得となるもの」</p> <p>※ 国税庁HPタックスアンサー「No. 2728 退職所得の収入金額の収入すべき時期」</p>	

四 各種所得金額

7 山林所得

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 山林の林地の譲渡による所得を山林所得としている。</p>	<p>山林所得(所法32)に規定する山林とは、山林を構成する立木を意味するものであり、山林を構成する土地である林地の譲渡は、譲渡所得(分離課税)となる(所法32①、33、所基通32-2)。</p> <p>(注) 果樹園に栽培されている果樹は、山林とはいえないので、果樹園に栽培されている果樹の譲渡は、譲渡所得(総合課税)とされる。</p>

四 各種所得金額

8 譲渡所得

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 法人に対する低額譲渡があった場合、その譲渡価額を総収入金額として譲渡所得を計算している。</p>	<p>法人に対する贈与や低額譲渡(時価の2分の1未満)があった場合には、時価により譲渡があったものとみなされる。</p> <p>なお、個人に対する低額譲渡があった場合には、譲渡価額が譲渡収入とされるが、譲渡損失が発生した場合にはその譲渡損失はなかったものとみなされる(所法59、所令169)。</p>

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 株式等に係る譲渡所得等の金額のうち、株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算において、金融商品取引業者に支払った管理費を控除している。	株式等に係る譲渡所得等の金額のうち、株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算は、その株式等の譲渡による総収入金額からその所得の基となった株式等の取得費及びその株式等の譲渡に要した費用の額並びにその年中に支払うべきその資産を取得するために要した負債の利子の合計額を控除することとされており（所法33③、措法37の10⑥三、37の11⑥）、管理費はこの譲渡に要した費用に当たらない。ただし、株式等の譲渡に係る事業所得又は雑所得として申告する場合には、必要経費として控除できる。
○ 消費税の課税事業者がその事業について全て税抜経理で処理しているにもかかわらず、店舗等を譲渡した場合の譲渡所得の計算を税込みで計算している。	消費税の課税事業者が店舗等を譲渡した場合の譲渡所得の金額の計算は、次のとおり、その者の事業所得等に係る経理方式と同一の経理方式により計算する（平元、3、29直所3-8「2(注)2」）。 (1) 税込経理方式を採用している者 → 税込価額で収入金額、取得費及び譲渡費用を計算 (2) 税抜経理方式を採用している者 → 税抜価額で収入金額、取得費及び譲渡費用を計算 (3) 非事業者及び免税事業者 → 税込経理方式を採用している者と同じ

四 各種所得金額	
9 一時所得	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
◎ 生命保険の満期保険金を受け取った人が保険料負担者でない場合に、その保険金を一時所得として申告している。	保険金は、保険料負担者から贈与により取得したものとみなされ、贈与税の課税対象になる（相法5）。 ※ 国税庁HPタックスアンサー「No.1755 生命保険契約に係る満期保険金等を受け取ったとき」
○ 店舗に係る損害保険の満期保険金を事業所得の収入金額としている。	損害保険契約に基づき受け取る満期保険金は、被保険物が事業用資産であっても一時所得とされる（所基通34-1(4)）。
○ 受け取った立退料を全て一時所得としている。	立退料のうち、①借家権の消滅部分は譲渡所得（事例は少ない。）、②休業補償部分は事業所得等、③その他は一時所得となる（所令94、95、所基通33-6、34-1(7)）。

【参考】 ◆ 生命保険金等の課税関係

保険契約等関係者			契約上の保険金等受取人の課税関係		
保険料負担者	被保険者	保険金等受取人	傷	死	満期
A	A	A	非課税	—	一時所得
A	A	B	非課税 [※] 一時所得	相続税	贈与税
A	B	A	同上	一時所得	一時所得
A	B	B	非課税	—	贈与税
A	B	C	非課税 [※] 一時所得	贈与税	贈与税
A 1/2 C 1/2	A	B	同上	相続税 贈与税	贈与税

※ 保険金等受取人が、被保険者の配偶者、直系血族又は生計を一にするその他の親族である場合に限る。

四 各種所得金額

10 雑所得

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

<p>◎ 過去に遡及して国民年金の支払を受けた場合、その全てについて支払を受けた年分の収入にしている。</p>	<p>年金の収入計上時期は、その支給の基礎となった法令等により定められた支給日であるため、前年分以前の期間に対応する年金が一括して支給されても、年分ごとに区分して収入金額を計算する（所基通 36-14(1)）。</p>
<p>○ 外国金融商品取引業者で、金融商品取引法上の登録をしていない者を媒介するFX取引を、分離課税の先物取引に係る雑所得等として申告している。</p>	<p>金融商品取引法が定める登録を受けていない金融商品取引業者等を相手方として行う取引は、総合課税の雑所得となる（措法 41 の 14）。</p>
<p>○ 前々年分の業務に係る収入金額が1,000万円を超えているにもかかわらず、本年分について収支内訳書を提出していない。</p>	<p>令和4年分以後、前々年分の業務に係る収入金額が1,000万円を超えている場合、収支内訳書を提出しなければならない（所法 120⑥、所規 47 の 3①）。</p>

五 損益通算等

1 損益通算

【基本事項】 ※ 国税庁HPタックスアンサー「No. 2250 損益通算」

不動産所得、事業所得、山林所得及び総合譲渡所得の損失がある場合、他の黒字の各種所得の金額（分離譲渡所得、株式等の譲渡所得等の金額、先物取引の雑所得等の金額を除く。）と損益通算ができる（所法 69①）。

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

<p>○ 上場株式等の譲渡所得の損失について、特定口座と一般口座の損益通算はできないと考えている。</p>	<p>上場株式等の譲渡所得の損失について、特定口座で生じた損失と一般口座で生じた損失とは損益通算できる。 しかしながら、上場株式等の譲渡所得の損失について、一般株式等の譲渡所得との損益通算はできない。 また、一般株式等の譲渡所得の損失について、「特定中小会社の発行株式に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除」の場合を除き、上場株式等に係る譲渡所得との損益通算はできない。</p>
<p>○ 事業所得の赤字と一時所得又は総合長期譲渡所得を通算する際、一時所得又は総合長期譲渡所得の金額を2分の1した後の金額から差し引いている。</p>	<p>一時所得又は総合長期譲渡所得と通算する場合は、50万円の特別控除後で、2分の1をする前の金額と通算する（所法 69①、所令 198 三、所法 22②）。</p>
<p>○ 事業的規模の不動産の貸付けを営んでいるとの理由で、土地等の取得に要した借入金の利子から生じた損失の部分を区分せずに、その損失の金額を損益通算の対象としている。</p>	<p>土地等の取得に要した借入金の利子から生じた損失については、不動産の貸し付けを事業的規模で行っているか否かにかかわらず、不動産所得に係る損益通算の特例が適用される。</p>
<p>○ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例（措法41の5①）及び特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例（措法41の5の2①）は、合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用がないと考えている。</p>	<p>これらの損益通算の特例については、所得金額の要件はない。 (注) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例については、合計所得金額が3,000万円を超える適用年によっては適用がない（措法41の5④ただし書、41の5の2④ただし書）。</p>

【参考】

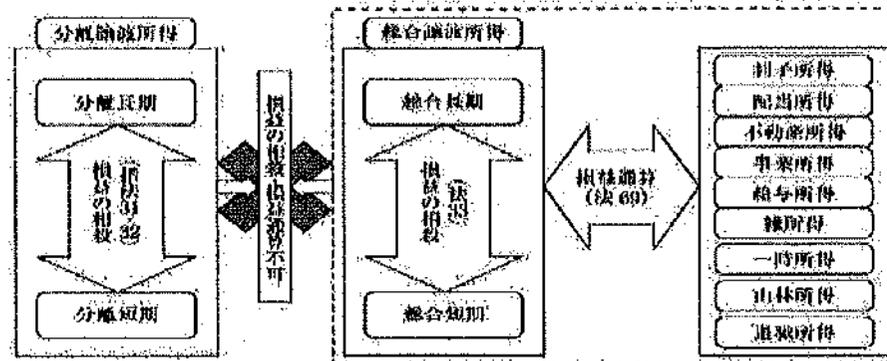
- 不動産所得に係る損益通算の特例（措法 41 の 4、措令 26 の 6、措通 41 の 4-3）

不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した金額のうちに「土地等を取得するために要した負債の利子の額」があるときは、その損失の金額のうち当該負債の利子の額に相当する部分の金額は損益通算の適用上生じなかったものとみなされる。

(例) 土地等と建物を一の契約により同一の者から取得し、その取得資金の一部を借入金で充てている場合において、その借入金を土地等と建物のそれぞれの取得に充てられた部分に区分することが困難なときは、次の算式により損益通算の対象とされない「土地等を取得するために要した負債の利子の額」を計算する（措令 26 の 6②、措通 41 の 4-3）。

$$\left(\begin{array}{l} \text{その年分の土地等を} \\ \text{取得するために要した} \\ \text{負債の利子の額} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{その年分の建物と} \\ \text{土地等を取得する} \\ \text{ために要した負債} \\ \text{の利子の額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{土地等を取得するために} \\ \text{要した負債の額} \\ \hline \text{建物と土地等を取得する} \\ \text{ために要した負債の額} \end{array} \right)$$

- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例（措法 41 の 5①）又は特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例（措法 41 の 5 の 2①）の適用を受ける場合に限り、損益通算が認められる。
- 上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合、その損失の金額を上場株式等の配当所得等（申告分離課税を選択したものに限る。）の金額との損益通算ができることとされている（措法 37 の 12 の 2①）。
この場合、配当所得等の金額から引ききれない譲渡損失の金額があるときは、翌年以後 3 年間に繰越することができることとされている（措法 37 の 12 の 2⑤）。



五 損益通算等

2 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例

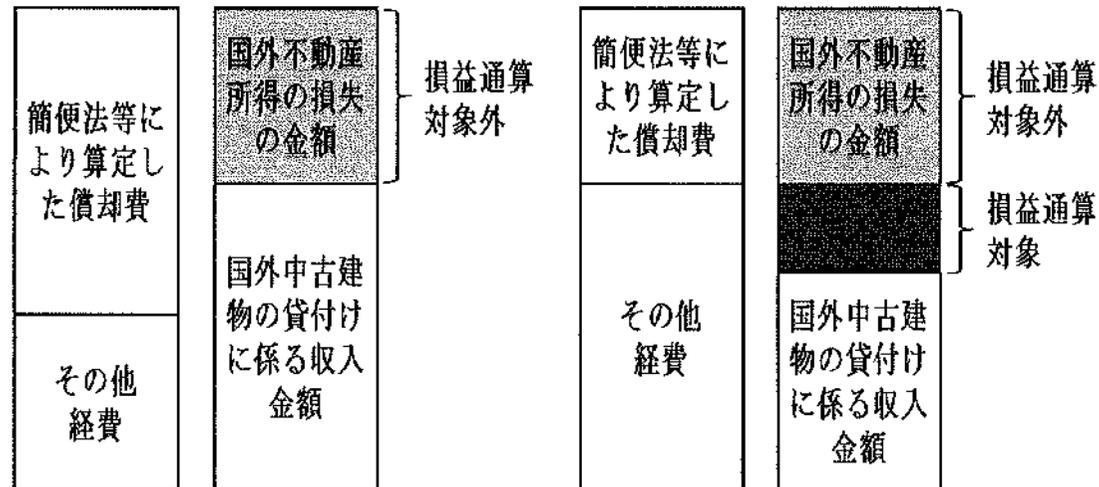
[基本事項]

- 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例（措法41の4の3、措令26の6の3、措規18の24の2）

令和3年以後、「国外中古建物」(注1)から生ずる不動産所得がある場合において、不動産所得の金額の計算上「国外不動産所得の損失の金額」(注2)があるときは、その国外不動産所得の損失の金額に相当する部分の金額は損益通算の適用上生じなかったものとみなされる。

(注1) 国外中古建物とは、個人において使用され又は法人の事業の用に供された国外にある建物であつて、個人が取得してこれを不動産所得を生ずべき業務の用に供したもののうち、その不動産所得の金額の計算上の償却費に係る耐用年数をいわゆる「簡便法」等により算定しているもの。

(注2) 国外不動産所得の損失の金額とは、不動産所得の計算上、国外中古建物の貸付けによる損失の金額のうち、その国外中古建物の償却費の額に相当する部分の金額



【訳りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 国外にある不動産の貸付けにより生じた不動産所得の損失は、全て損益通算の対象とならないと考えている。</p>	<p>損益通算の対象とならない損失は、国外の中古の建物であり、かつ、償却費に係る耐用年数をいわゆる「簡便法」等により算定しているものに限られるため、新築の建物や「簡便法」等により算定していないものは損益通算の対象となる。</p> <p>※ 国税庁HPタックスアンサー「No. 1391 不動産所得が赤字のときの他の所得との通算」</p>
<p>○ 国外中古建物を複数貸付けている場合において、不動産ごとに区分せず、不動産所得の金額を計算している。</p>	<p>2以上の国外中古建物を有する場合には、国外中古建物ごとに区分して、不動産所得を計算する（措令26の6の3③一）。</p> <p><例></p> <p>国外中古建物A</p> <p>① 収入金額 …100</p> <p>② 償却費 … 50</p> <p>③ その他経費…120</p> <p>④ 損失70のうち償却費相当…50</p> <p>国外中古建物B</p> <p>⑤ 収入金額 …200</p> <p>⑥ 償却費 … 80</p> <p>⑦ その他経費…150</p> <p>⑧ 損失30のうち償却費相当…30</p> <p style="text-align: right;"><u>損益通算対象外の損失は80 (④+⑧)</u></p>

五 損益通算等

3 純損失の繰越控除

【基本事項】

前年以前3年内の純損失の金額は、その年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から差し引くことができる（所法70①）。

○ 損失発生年の要件 青色申告書を提出

※ 白色申告者は、純損失の金額のうち、①変動所得の金額の計算上生じた損失又は②被災事業用資産の損失のみが、繰越控除の対象となる（所法70②）。

○ 控除適用年の要件 損失発生後の各年分において連続して確定申告書を提出（※期限内申告書に限らない。※青色申告書に限らない。）

【誤りやすいポイント】

○ 令和5年中に生じた先物取引等に係る損失を令和5年分の確定申告において申告していなかった者が（先物取引等以外の内容については申告済）、当該損失を繰り越す旨の令和5年分の更正の請求をしたが、これを認めていない。

【補足説明】

令和5年中に生じた損失を繰り越す旨の令和5年分の更正の請求は、それが令和6年分の確定申告前であれば認められる（措通41の15-1）。

○ 令和5年中に生じた先物取引等に係る損失の確定申告をした者が（損失の金額の計算に関する明細書等の添付済）、令和6年分においては、先物取引等に係る損失の繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書の添付をせず、先物取引等以外の確定申告を行った。その後、令和5年分の先物取引等に係る損失を繰り越す旨の令和6年分の更正の請求をし、これを認めている。

先物取引等に係る損失の繰越控除は、損失の生じた年分につき、当該控除を受ける金額の計算に関する明細書等の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後も明細書等の添付がある確定申告書を連続して提出している場合に適用される（措法41の15③）。

したがって、令和6年分の確定申告書において、明細書等の添付もなく、申告されていない令和5年分の損失は「純損失等の金額」（通法23①二）に当たらず、令和5年分の損失を繰り越す旨の令和6年分の更正の請求は認められない。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 令和5年分及び令和6年分の確定申告で、令和5年に生じた先物取引等に係る損失を繰り越す申告をした者が、令和5年に生じた先物取引等の繰越損失額が過少であったとして、その繰越損失額を増加させる旨の令和5年分及び令和6年分の更正の請求をしたところ、これを認めていない。</p>	<p>先物取引等に係る損失の生じた年分につき、その繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書等の添付がある確定申告書を提出した場合において、その損失が過少であったためその損失額を増加させる更正が行われたときは、その更正後の金額を基として当該控除の規定を適用する(措通41の15-2)。 したがって、令和5年中に生じた繰越損失額を申告し、かつ、その後も明細書等の添付がある確定申告書を連続して提出している場合は、その申告した損失額が過少であったとする更正の請求は、認められる。</p>
<p>○ 純損失(変動所得、被災事業用資産に係るものを除く。)の繰越控除は、純損失が生じた翌年以後も青色申告書を提出している者に限り認められるものと考えている。</p>	<p>控除適用年において青色申告であることは適用要件ではないことから、例えば、純損失が生じた年に青色申告者が法人成りをし、その年の翌年以後白色申告者(給与所得者等)となった場合であっても、純損失の繰越控除は適用することができる(所法70④)。</p>
<p>◎ 青色申告者で連年確定申告書を提出しているが、3年前に必要な経費の計上漏れがあり損失があることが判明した場合、純損失の額や純損失の繰越の額等については確定申告書に記載することとされているから、前2年の各年分については純損失の繰越に係る更正の請求はできないと考えている。</p>	<p>3年前の確定申告書に純損失の額の記載がない場合であっても、更正の請求により純損失の額が明らかにされた場合には、その純損失の額を繰り越すことのできる2年前及び1年前の各年分についても確定申告書に純損失の額等の記載があった場合と同様に更正の請求をすることができる(所基通70-13)。</p>
<p>◎ 白色申告者が、台風による浸水で事業用資産に損害を受け、これらの損失による純損失の金額が生じた場合において、これらの損失の金額は、白色申告者なので翌年に繰り越すことはできないと考えている。</p>	<p>被災事業用資産の損失の金額は、白色申告者であっても3年間繰り越すことができる(所法70②二、③)。 なお、特定非常災害に指定された災害により生じた損失である場合には、5年間繰り越すことができる(所法70の2)。</p>

五 損益通算等

4 純損失の繰戻し

【誤りやすいポイント】

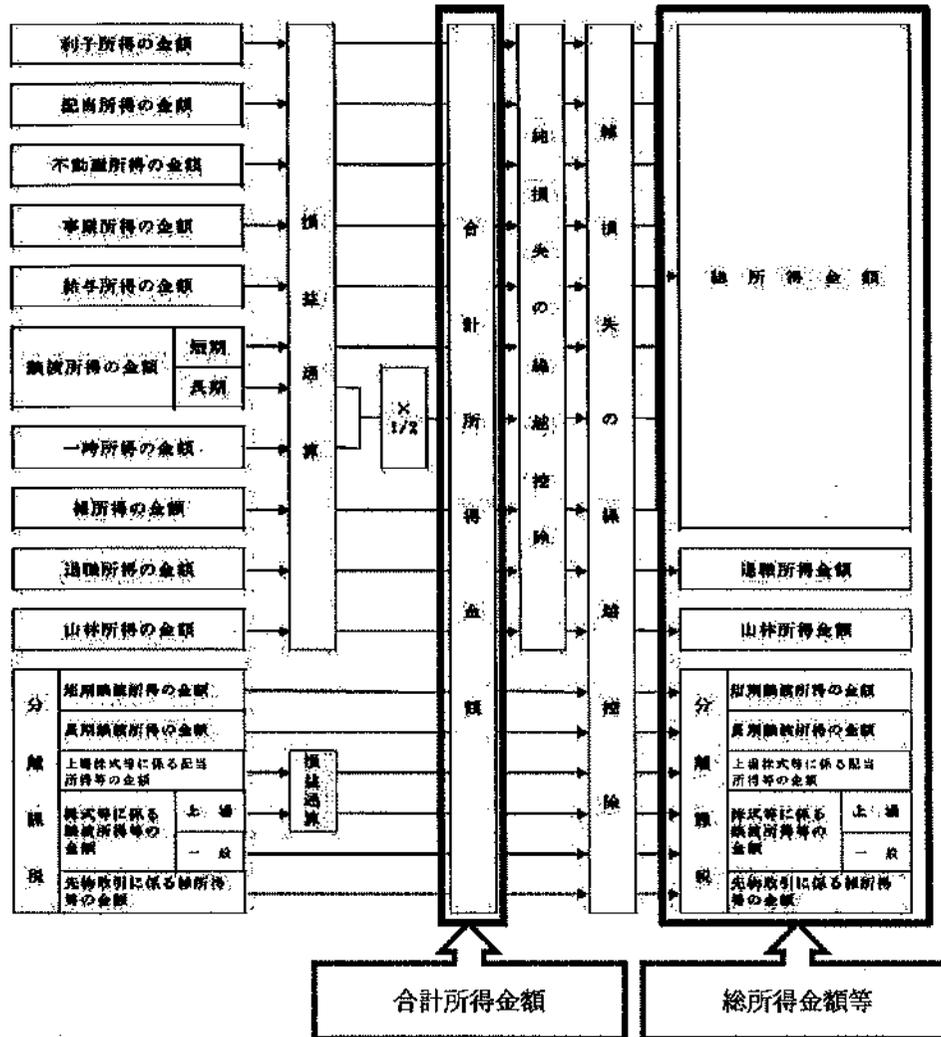
【補足説明】

○ 前年において青色申告書を提出していないにもかかわらず、本年において純損失の繰戻し還付請求書を提出している。	純損失の繰戻しの適用要件は、①前年分について青色申告書を提出していること、②本年分の青色申告書を期限内に提出すると同時に純損失の繰戻し還付請求書を提出することである(所法140①④)。
○ 純損失について繰戻し還付請求をする場合、その全部を繰り戻さなければいけないと考えている。	純損失は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りをその純損失が生じた年の翌年以後3年間に繰り越すことができる(所法70、140①二)。
○ 純損失の繰戻し還付請求書を提出すれば、復興特別所得税も還付されると考えている。	復興特別所得税に関する規定を定めた復興財確法においては、所得税の純損失の繰戻し制度(所法140～142)と同様の措置は設けられていないことから、繰戻し還付請求書を提出しても、復興特別所得税に係る部分は還付されない。

五 損益通算等

5 合計所得金額と総所得金額等

〔基本事項〕 合計所得金額と総所得金額等のイメージ



【合計所得金額】
 合計所得金額とは、総所得金額、分離短期（長期）譲渡所得の金額（特別控除前）、分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失との損益通算後で繰越控除の適用前の金額）、一般株式等に係る譲渡所得等の金額（特定株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除及び特定株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額）、先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引に係る損失の繰越控除の適用前の金額）、山林所得金額（特別控除後）及び退職所得金額（2分の1後）の合計額で、純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除を適用する前の金額をいう。

【総所得金額等】
 総所得金額等とは、上記の合計所得金額に上記下線部の繰越控除を適用した後の金額をいう。

六 所得控除

1 雑損控除

【基本事項】 ※ 国税庁HPタックスアンサー「No.1110 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき(雑損控除)」

○ 雑損控除の計算方法

次の(1)と(2)のいずれか多い方の金額(所法72①)

(1) $A - (\text{総所得金額等(注1)の合計額} \times 10\%)$

(2) A のうち災害関連支出の金額(注2) - 5万円

($A = \text{損害金額(注3)} (\text{時価}) - \text{保険金などで補てんされる金額}$)

(注1) P33「合計所得金額と総所得金額等」参照

(注2) 災害関連支出の金額とは、①損壊した住宅、家財の取壊費用、②災害により生じた土砂などを除去するための費用、③住宅や家財などの原状回復のための費用(資産本体の損失額を除く。)、④住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための費用、⑤被害の再発、拡大を防止するための緊急措置費用などをいい、②、③、④の費用については、災害のやんだ日から1年以内(大規模な災害の場合等には、災害のやんだ日から3年以内)に支出したものが対象となる。

(注3) 損害金額とは、①災害、盗難、横領により住宅や家財などについて受けた損害額(時価を基礎として計算する。)と②災害等に関連してやむを得ない支出をした場合の金額(①の部分の金額を除く。)の合計額をいう。

なお、損害を受けた資産が減価償却資産である場合には、その資産の取得価額から減価償却費累積額相当額を控除した金額を基にして損害金額を計算することができる(所令206③)。

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

○ 詐欺による損害を、雑損控除の対象としている。

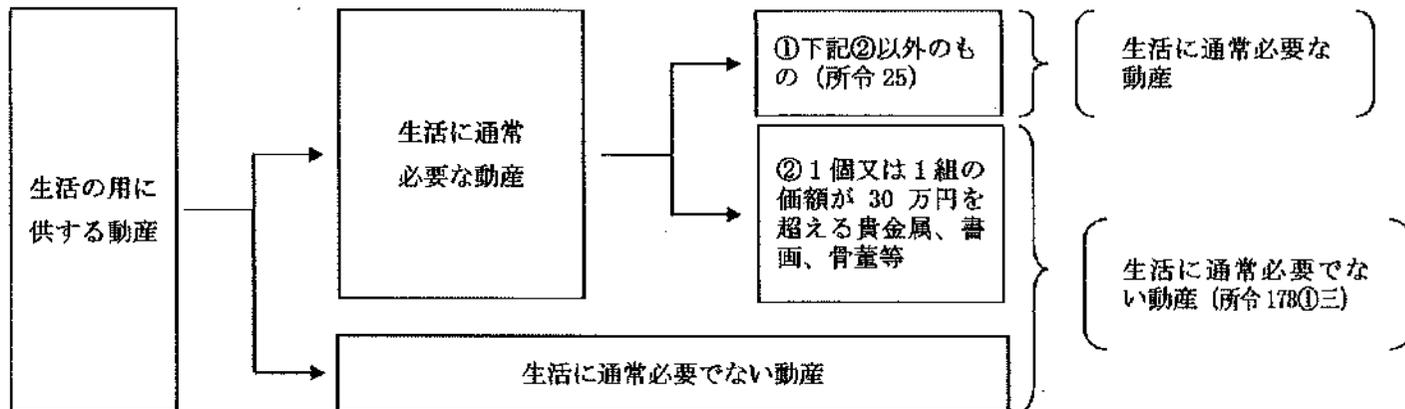
雑損控除の対象となるのは、災害、盗難、横領に限られ、詐欺による損害は対象外とされる(所法72①)。

○ 被害を受けた資産の損失額を原状回復費用から控除せず、全額災害関連支出として5万円超の部分を雑損控除している。

原状回復費用から資産の損失額を控除した残りが、災害関連支出となる(所令206①二口)。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 被災者生活再建支援法に基づいて支給された被災者生活再建支援金を、保険などで補てんされる金額として損失金額から差し引いている。	被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金を補てんされる金額として差し引く必要はない（所基通72-7）。
○ 貴金属等に係る損失を全て雑損控除の対象に含めている。	次の生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象から除かれる（所法72①、所令178①）。 ① 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産 ② 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産 ③ 生活の用に供する動産のうち、生活に通常必要でない動産

【参考】 生活の用に供する動産の区分



六 所得控除

2 医療費控除

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

<p>○ おむつ代について医療費控除を受け る場合、毎年「おむつ使用証明書」が必 要だと考えている。</p>	<p>おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である者については、①市町村が主治医意見書の内容を確認した書類又は②主治医意見書の写しを添付した場合には、そのおむつに係る費用は医療費控除の対象となる。※ 令和6年以後、おむつ代について医療費控除を受けるのが1年目であっても、一定の要件に該当する者で、上記①②を添付した場合には、医療費控除の適用を受けることができる（国税庁HP「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて（情報）」参照）。</p>
<p>○ 子（乳幼児）がアトピー性皮膚炎のため、医師の指示により、自宅でアトピー用の粉ミルクや自然食品による食事療法を行っている場合、その購入費用を医療費控除の対象としている。</p>	<p>自宅で行う食事療法のためのアトピー用の粉ミルクや自然食品等の購入費用は、治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価には当たらず、また、医師による診療等を受けるため直接必要な費用にも当たらないので、医療費控除の対象とはならない。</p>
<p>○ 難聴のために購入した補聴器の費用を医療費控除の対象としている。</p>	<p>義手、義足、松葉づえ、補聴器等の購入のための費用が医療費控除の対象となるのは、医師等の診療等を受けるために直接必要な場合に限られるため、医師等の診療等に関係なく補聴器を購入した場合には、医療費控除の対象とならない（所基通73-3）。</p> <p>※ 国税庁HP「補聴器の購入費用に係る医療費控除の取扱いについて（情報）」</p>
<p>◎ 健康保険等により補填される金額のうち未だ受領していないものを、医療費の額から控除していない。</p>	<p>申告段階で未取のものであっても、見積りにより控除する（所法73①、所基通73-10）。</p> <p>なお、出産手当金、傷病手当金などの給付金は、補填金に該当しないので控除する必要はない（所基通73-9）。</p>
<p>◎ がんと宣告されたことを保険事故として支給される保険金を、補填金の額として医療費から差し引いている。</p>	<p>医療費の補填を目的とする保険金に当たらないため、医療費から差し引く必要はない（所基通73-9）。</p>
<p>○ 新型コロナウイルス感染確認のために行うPCR検査費用は、いかなる場合であっても医療費控除の対象にならないと考えている。</p>	<p>医師等の判断によりPCR検査を受けた場合は医療費控除の対象となるが、自己判断（帰省のための確認等）によりPCR検査を受けた場合は医療費控除の対象とならない。</p> <p>ただし、PCR検査の結果「陽性」であることが判明し、引き続き治療を受けた場合の、PCR検査費用は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができるため、医療費控除の対象となる。</p>

六 所得控除	
2 医療費控除（セルフメディケーション税制）	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
◎ インフルエンザワクチンの予防接種などの一定の取組に要した費用を、特定一般用医薬品等の購入費に含めている。	一定の取組に要した費用自体は、セルフメディケーション税制の対象となる支払には、該当しない（措法41の17）。 なお、当該特例の対象となる支払とは、特定一般用医薬品等の購入費用に限られる。
◎ 生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払い、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合、生計を一にする親族も一定の取組を行うことが必要と考えている。	一定の取組は、セルフメディケーション税制の適用を受ける者がその適用を受ける年分に行っていることが要件とされているため、生計を一にする親族が行っていることは必要ではない（措法41の17）。
○ セルフメディケーション税制を選択して申告したが、従来の医療費控除を選択すると還付金額が増えることを理由に、後日、更正の請求書を提出した。	セルフメディケーション税制は、医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となる（措法41の17）。 したがって、重複適用や、一度選択した控除を更正の請求や修正申告において変更することはできない。

六 所得控除	
3 社会保険料控除	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 国民年金保険料に係る控除証明書における証明日以降に支払った過去の未払保険料が、社会保険料控除に算入されていない。	原則として、その年に実際に支払った社会保険料の合計額が控除対象となることから、過去の未払分について支払った場合にはその支払った年分において控除することとなる（所法74①）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>◎ 控除対象配偶者である妻の年金から差し引かれた介護保険料又は後期高齢者医療保険料を、夫の社会保険料控除として計算した。</p>	<p>社会保険料控除は、「居住者が、…支払った場合又は給与から控除される場合…」とされていることから、妻の年金から差し引かれた介護保険料又は後期高齢者医療保険料を夫の社会保険料控除の対象とすることはできない（所法 74①）。</p> <p>なお、<u>後期高齢者医療保険料</u>については、妻の後期高齢者医療保険料を、夫の口座から振替により支払うことを選択することができることから、その選択をして夫の口座から振替により支払った場合には、夫の社会保険料控除の計算に含めることができる。</p> <p>② 妻の介護保険料が<u>特別徴収（年金から天引）</u>されている場合は、本人の申出により、特別徴収（年金から天引）から普通徴収（現金納付又は口座振替）への変更はできないため、妻の介護保険料を夫の口座から振替により支払うことはできない。</p> <p>ただし、妻の介護保険料が<u>普通徴収（現金納付又は口座振替）</u>されている場合は、市区町村等へ一定の手続きをすることにより、妻の介護保険料を夫の口座から振替により支払うことができる。</p>
<p>○ 国民年金保険料を2年前納した場合、その全額をその年分の社会保険料控除で控除しなければいけないと考えている。</p>	<p>国民年金を一括前納した場合には、その前納した日の属する年分で申告するか、前納した各年分に分割して申告するか選択することができる。</p> <p>なお、一度選択した方法を、後に更正の請求等で選択し直すことはできない（所基通 74・75-2）。</p>

六 所得控除

4 小規模企業共済等掛金控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 控除対象配偶者である妻名義の iDeCo の掛金を夫が支払った場合に、夫の小規模企業共済等掛金控除として計算した。</p>	<p>社会保険料控除とは異なり、小規模企業共済等掛金控除は自己が契約した掛金を支払った場合に、その支払った金額について控除を受けることができる（所法 75①）。</p> <p>したがって、控除対象配偶者が負担すべき掛金を夫が支払ったとしても、夫が当該掛金を控除することはできない。</p> <p>※ 国税庁HPタックスアンサー「No. 1135 小規模企業共済等掛金控除」</p>

六 所得控除	
5 地震保険料控除	
【読みやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ (旧)長期損害保険契約(地震保険付帯)に係る「地震保険料控除証明書」に次の証明があった場合の計算を次のとおりとしている。</p> <p>地震保険料としての証明額 9,800 円 損害保険料としての証明額 70,000 円 控除額計算 9,800 円 + 15,000 円 = 24,800 円</p>	<p>平成 18 年 12 月 31 日までに契約した、平成 19 年以後も適用できる長期損害保険契約等で、地震保険の対象となる保障も兼ね備えている場合、いずれか一方の証明額に基づく控除額を選択することとなる(平 18 年改正法附 10③)。</p> <p>したがって、控除額は 9,800 円と 15,000 円のいずれかを選択することになる。</p> <p>※ 国税庁HPタックスアンサー「No. 1145 地震保険料控除」</p>
<p>○ 地震保険料及び(旧)長期損害保険料の両方の証明がされた契約が 2 以上ある場合、各地震保険料と旧長期損害保険料の証明額の合計額を基に計算している。</p>	<p>複数の証明書上の地震保険料、(旧)長期損害保険料の証明額の組合せで最も有利な控除額を選択できる。</p>

六 所得控除	
6 生命保険料控除	
【読みやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 旧一般生命保険料 12 万円、新一般生命保険料 18 万円の支払がある場合において、新生命保険料の控除限度額 4 万円を適用した。</p>	<p>新一般生命保険料及び旧一般生命保険料の両方又は新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方を支払っている場合で、その両方について生命保険料控除の適用を受けるときは、それぞれ 4 万円が適用限度額となるが、これによらず、旧一般生命保険料又は旧個人年金保険料のみについて 5 万円を限度に生命保険料控除を適用することができる。</p>
<p>◎ 旧一般生命保険料 12 万円、旧個人年金保険料 18 万円、介護医療保険料 15 万円を支払った場合、それぞれ 5 万円、5 万円、4 万円の限度額の合計 (14 万円) を生命保険料控除額としている。</p>	<p>新(旧)一般生命保険料、新(旧)個人年金保険料及び介護医療保険料の控除額の合計額が 12 万円を超えた場合、生命保険料控除額は 12 万円が限度となる(所法 76④)。</p>

六 所得控除	
七 寄附金控除	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ いわゆる入学寄附金を寄附金控除の対象としている。	入学1年目の年末までに支払った学校に対する寄附は、原則として寄附金控除の対象とならない(所法78②、所基通78-2)。
○ 財務大臣の指定がないのに、宗教法人に対する寄附を寄附金控除の対象としている。	宗教法人に対する寄附は、国宝、重要文化財の保護の観点等から財務大臣が指定するものを除き、寄附金控除の対象とならない(所法78②二)。 なお、指定された寄附金は財務大臣により告示されることになる(所令216②)ので、官報等により確認する。
○ NPO法人への寄附について、国税庁長官の認定を受けていないため、寄附金控除の対象にはならないと考えている。	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号)の施行に伴い、平成24年分以後、都道府県知事又は指定都市の長が行う新たな認定制度による認定を受けたNPO法人又は特例認定を受けたNPO法人にその認定又は特例認定の有効期間内に支出した寄附金がこれらの特例の対象となることとされた。
◎ 公益社団法人等に対する寄附金について、当初の確定申告で、税額控除を適用していなかったが、更正の請求において、税額控除を適用して計算を行っている。	寄附金控除に関する税額控除は当初申告が要件となっていることから、当初申告において所得控除の適用を受けていた場合、更正の請求で税額控除に選択替えすることはできない。また、当該寄附金を当初申告において申告していなかった場合も、税額控除を受けることはできない(措法41の18の3②)。
○ 公益社団法人等に対して寄附を複数行った場合に、一部に税額控除を適用し、その他については寄附金控除を適用している。	公益社団法人等に対する寄附について、所得控除又は税額控除を選択する場合には、その全てについて、いずれか一方を選択しなければならない(措通41の18の3-1)。

六 所得控除

8 障害者控除

【認りやすいポイント】	【補足説明】
<p>◎ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害等級が2級である者が、特別障害者に該当するとして、40万円の障害者控除をしている。</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は、障害等級が1級の場合に特別障害者となる（所令10②二）。</p>
<p>◎ 介護保険法により要介護認定を受けたことを理由に、障害者控除を適用している。</p>	<p>要介護認定を受けたことのみで、障害者控除の対象とはならない。 ただし、障害の程度が障害者に準ずるものとして、市町村長等（※）から認定を受けている者（「障害者控除対象者認定書」が交付されている者）は適用がある（所令10①七、②六）。 ※ 市町村長等とは、市町村長又は特別区の区長をいうが、社会福祉事務所が老人福祉法第5条の4第2項各号に掲げる業務を行っている場合には、社会福祉事務所長を指す。</p>
<p>○ いわゆる寝たきり老人等を新たに障害者控除とする更正の請求書の提出があった場合において、独自の判断により障害者控除を適用している。</p>	<p>更正の請求等の審査における障害者控除の適用に当たっては、「寝たきり老人」については、民生委員、福祉事務所長等からの証明等、また「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」については、医師の診断書等より客観的に判断する。</p>
<p>○ アルツハイマー型認知症であるとの診断をされたことのみで障害者控除の対象となると考えている。</p>	<p>障害者控除の対象となる障害者の範囲は所令第10条第1項各号に規定されているが、アルツハイマー型認知症と診断された事実はそのいずれにも該当しないため、そのことのみでは障害者には該当しない。 なお、市町村長等から交付を受けた「障害者控除対象者認定書」がある場合には障害者に該当し、障害者控除の対象となることに留意する（所令10①七、②六）。</p>

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
◎ 年少扶養親族（扶養親族のうち、16歳未満の者をいう。）については、（特別）障害者控除が適用されないと考えている。	障害者控除の規定は、「居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合」とされているので、16歳未満の扶養親族（扶養控除の適用のある控除対象扶養親族には該当しない。）が（特別）障害者に該当する場合には、障害者控除（27万円・40万円・75万円）の適用を受けることができる（所法79）。
◎ 配偶者特別控除の対象となる配偶者が、身体障害者（2級）である場合、障害者控除の適用もあると考えている。	障害者控除の対象となるのは「同一生計配偶者」であり、配偶者特別控除の対象となる配偶者は所得がありこれに当たらないため、障害者控除の適用はない（所法79②③）。 ※ 配偶者自身の所得税の計算上、障害者控除を受けることができる。
○ 成年被後見人は、障害者控除の対象となる特別障害者に該当しないと考えている。	成年被後見人は「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」に該当し、障害者控除の対象となる特別障害者に該当する（国税庁HP 平24.8.31文書回答事例）。

【参考】 障害者（特別障害者）の判定

内 容	判 定 資 料	障害者 (特別障害者を除く)	特別障害者
精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者 (所令 10①一、②一)	例えば、医師の診断書等により客観的に判断する。	—	全て
児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定期の判定により知的障害者とされた者 (所令 10①一、②一)	左の判定内容を明らかにする書類等	右記以外	重度の知的障害者
	(例) 療育手帳	B	A
	愛の手帳 (東京都)	3度又は4度	1度又は2度
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (所令 10①二、②二)	精神障害者保健福祉手帳	右記以外	1級
交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者と記載されている者 (所令 10①三、②三)	身体障害者手帳	右記以外	1級又は2級
戦傷病者手帳の交付を受けている者 (所令 10①四、②四)	戦傷病者手帳	右記以外	特別障害者 第3号認定まで
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (所令 10①五、②五)	原子爆弾被爆者健康手帳 +厚生労働大臣の認定書等 ※ 厚生労働大臣の認定を受けたことがわかる書類	—	全て
常に就床を要し、複雑な介護を要する者 (引き続き6月以上にわたり身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排便等をすることができない程度の状態にあると認められる者) (所令 10①六、②五、所基通2-39)	例えば、医師の診断書や民生委員の証明書などにより客観的に判断する。 また、65歳以上の者については、市町村長等による「障害者控除対象者認定書」が発行されるケースがある。	—	全て
精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の者で、その障害の程度が身体障害者手帳等の交付を受けている者に準ずるものとして認定を受けている者 (所令 10①七、②六)	市町村長等による「障害者控除対象者認定書」	右記以外	重度の知的障害者 (所令 10②一)、重度の身体障害者 (所令 10②三) に準ずる者

六 所得控除

9 ひとり親控除、寡婦控除

【誤りやすいポイント】

○ 婚姻歴がない未婚の親は、ひとり親控除を適用できないと考えている。

○ 昨年まで寡婦控除の適用を受けていた者(夫と離婚した後扶養親族があった者)が、本年は扶養親族がいなくなったのに寡婦控除を適用している。

◎ 令和6年分の確定申告に当たり、合計所得金額が500万円超の者が、ひとり親控除又は寡婦控除を適用している。

【補足説明】

「ひとり親」とは、現に婚姻していない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者をいうと規定されており、婚姻歴の有無は問わない(所法2①三十一)。

扶養親族等のいない者で、寡婦控除が適用されるのは、夫と死別し、又は夫が生死不明の場合に限られている(所法2①三十)。

ひとり親控除及び寡婦控除(令和2年分以後)のいずれについても、本人の合計所得金額が500万円以下であることが適用要件の一つとされている(所法2①三十、三十一)。

【参考】 ◆ ひとり親及び寡婦の範囲(所法2①三十、三十一、所令11、11の2)

区分	要 件			
	未婚・離婚・死別要件	扶養親族等要件	所得要件	住居置要件
ひとり親	未婚 離婚 (生死不明)	総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子等を有すること(注1)	合計所得金額が500万円以下であること	納税者と事実上婚姻関係のある者と認められる一定の者(注2)がいないこと
寡婦	離婚	扶養親族を有すること		
	死別 (生死不明)	扶養親族を有しなかつてもよい		
寡夫	ひとり親控除に改組された			

(注1) 子は、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない者に限られる。

(注2) 一定の者とは、次のイ又はロの者をいう。

イ 納税者が住民票に世帯主と記載されている者である場合、納税者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未婚の夫又は未婚の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

ロ 納税者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合、納税者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未婚の夫又は未婚の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

六 所得控除	
10 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
◎ 令和6年分の確定申告で、合計所得金額が1,000万円を超えている者が、配偶者控除の適用を受けている。	合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることができない(所法83①)。なお、合計所得金額が1,000万円を超える者は、配偶者特別控除の適用も受けることができないことに留意する(所法83の2①)。
◎ 配偶者の合計所得金額が125万円であることを理由に、令和6年分の確定申告で配偶者特別控除の適用を受けていない。	令和2年分の所得税から配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は、48万円超133万円以下となった。 ※ 国税庁HPタックスアンサー 「No.1190 配偶者の所得がいくらまでなら配偶者控除が受けられるか」 「No.1195 配偶者特別控除」
○ 事業専従者を配偶者(又は扶養)控除の対象としている。	青色申告者の配偶者(又は親族)で青色事業専従者に該当し給料の支払を受ける人や白色申告者の配偶者(又は親族)で事業専従者に該当する者は、控除対象配偶者(又は扶養親族)には該当しない(所法2①三十三、三十四)。
○ 所得制限の判定に当たって、分離譲渡所得を特別控除後の所得により判定している。	分離譲渡所得がある場合には、特別控除前で判定する(措法31①③、32①④、所基通2-41(注))。
○ 寡婦控除や配偶者控除等の適用に係る所得制限の判定に当たって、純損失(雑損失)の繰越控除後の所得により判定している。	純損失(雑損失)の繰越控除がある場合には、繰越控除前で判定する(所法2①三十、三十一、三十三、三十四)。 なお、上場株式等の譲渡損失の繰越控除や先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除等の適用がある場合についても同様に、繰越控除前の金額で判定する(措法8の4③一、37の10⑥一、37の11⑥、37の12の2④⑧、41の14②一、41の15④)。 ※ 合計所得金額については、P33参照

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>◎ 年の途中で死亡した父親の準確定申告において配偶者控除を受けた母親（合計所得金額48万円以下）について、父親の死後において子が扶養している場合であっても、子の控除対象扶養親族として扶養控除を適用することはできないとしている。</p>	<p>父の準確定申告における同一生計配偶者の該当性は、死亡日の現況で判定する（所法 85③）。</p> <p>また、子の申告（年末調整）において、控除対象扶養親族の該当性は、12月31日の現況で判定する（所法 85③）。</p> <p>したがって、左記の場合、子は母親を控除対象扶養親族として扶養控除を適用することができる（所基通 83～84-1）。</p>
<p>○ 介護老人福祉施設（いわゆる老人ホーム）に入居している者を同居老親等としている。</p>	<p>介護老人福祉施設等の施設に入居している者は、同居しているとはいえない。</p> <p>なお、病気治療のため病院に入院している者は、同居しているものとして取り扱う。</p> <p>また、介護老人保健施設（旧老人保健施設）に入所している者で、同施設への入所が短期間であり一時的なものと思込まれる客観的な事情が認められない場合には、同居しているとはいえない。</p>
<p>○ 確定申告書において、控除対象扶養親族として申告した者を、更正の請求や修正申告によって、別の納税者の控除対象扶養親族に変更することができると考えている。</p>	<p>二以上の居住者の扶養親族に該当する場合の扶養親族の所属は、①予定納税の減額申請書、②確定申告書、③扶養控除等申告書等に記載されたところによることから、更正の請求や修正申告によって扶養親族の所属を変更することはできない（所令 219①、所基通 85-2）。</p> <p>※ 国税庁HPタックスアンサー「No.1181 納税者が2人以上いる場合の扶養控除の所属の変更」</p>
<p>◎ 扶養控除の適用を受けようとする国外居住親族が複数おり、送金を代表者にまとめて行っている場合、その送金証明書を国外居住親族全員分の送金関係書類として取り扱うことができると考えている。</p>	<p>国外居住親族について扶養控除を適用する場合に添付する送金関係書類は、国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにすることが必要である（所規 47の2⑥、所基通 120-8）。</p>

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

○ 留学中の子（国外居住扶養親族に該当）が通う海外の大学に対して、学費を直接支払った場合、大学からの領収書その他支払が分かる書類は送金関係書類に該当すると考えている。

送金関係書類とは、国外居住扶養親族の生活費又は教育費に充てるために、①為替取引により国外居住扶養親族に支払をしたことが明らかな書類、②クレジットカードを提示して国外扶養親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入代金に相当する額の金銭を受領することが明らかな書類をいうため、海外の大学に直接支払った領収書等は送金関係書類に該当しない（所規47の2⑥一）。

※ 令和6年分以後の確定申告においては、電子決済手段取引業者の書類又はその写しで、電子決済手段の移転により国外扶養親族に支払いをしたことが明らかな書類も含まれる。

◎ 令和5年分以後の所得税の確定申告において、非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用を受ける場合、全ての非居住者において38万円送金書類が必要と考えている。

38万円送金書類の提出が必要なのは、非居住者である扶養親族のうち、年齢30歳以上70歳未満で居住者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者について扶養控除の適用を受ける場合である（所法2①三十四の二ロ(3)）。

非居住者である親族の年齢等区分		必要書類
年齢16歳以上30歳未満又は70歳以上		「親族関係書類」及び「送金関係書類」
年齢30歳以上 70歳未満	留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」並びに「送金関係書類」
	障害者	「親族関係書類」及び「送金関係書類」
その居住者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者		「親族関係書類」及び「38万円送金書類」

※ 国税庁HPタックスアンサー「No.1180 扶養控除」

【誤りやすいポイント】

○ 令和5年1月1日以降に提出する全ての年分の確定申告書において、非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用を受ける場合、必ず留学証明書又は親族関係書類及び送金関係書類又は38万円送金書類が必要と考えている。

【補足説明】

令和2年度税制改正により、日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用に関する改正が行われ、控除対象扶養親族の定義が改正された（所法2①三十四の二）。
この改正は、令和5年分以後の確定申告書を提出する場合について適用される。
令和4年分以前については、従前のおりである（令和2年改正法附3、7①）。

六 所得控除

11 基礎控除

〔基本事項〕

令和2年分以後の所得税における基礎控除の金額は、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ右表のとおり（令和元年分以前は一律38万円）。

納税者本人の合計所得金額（注）	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

④ P33「合計所得金額と総所得金額等」参照

七 税額計算等の特例

【誤りやすいポイント】

○ 本年分の変動所得を計算する際、前年及び前々年において平均課税の適用を受けていなかったことを理由に、本年の変動所得の金額をそのまま平均課税の対象にしている。

【補足説明】

本年分の変動所得については、前年及び前々年分の変動所得について平均課税の適用を受けたかどうかを問わず、前年及び前々年分の変動所得の平均額を超える部分が平均課税の対象となる（所法90③）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 平均課税の適用に当たり、各種所得の金額の20%以上で判定している。	適用判定の金額基準は、総所得金額（分離課税の所得を除く）の20%以上である（所法90①）。 (例) 「不動産所得の金額 200万円（うち変動・臨時所得70万円）、給与所得の金額 600万円」の場合には、「70万円 < (800万円×20%)」となり、平均課税の適用はない（所法90①）。

八 税額控除 1 配当控除	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 配当所得を有する者が、①所得控除後の課税総所得金額等が1,000万円を超えている又は②証券投資信託の収益の分配があるにもかかわらず、配当控除額を全て10%で計算している。	剰余金の配当等に係る配当控除率は、課税総所得金額等から1,000万円を差し引いた金額までは5%となる（所法92①）。 なお、証券投資信託の収益の分配については、5%又は2.5%（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配については2.5%又は1.25%、特定外貨建等証券投資信託については適用なし）となり、控除率が異なる（措法9④）。 ※ 国税庁HPタックスアンサー「No.1250 配当所得があるとき(配当控除)」
○ 配当控除は確定申告書への記載が要件であり、配当控除を失念した場合、更正の請求等による是正ができないと考えている。	住宅ローン控除等の他の税額控除と異なり、確定申告書への記載が要件とされていないため、更正の請求等による是正が可能である（所法92）。
○ 課税総所得金額等を総所得金額と勘違いして、配当控除の計算をしている。	課税総所得金額等に基づき配当控除の計算を行う（所法92①）。なお、課税総所得金額等とは、総所得金額から所得控除を差し引いた残額をいう（所法89②）。

八 税額控除	
2 外国税額控除	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 確定申告書に外国税額控除の記載がない場合に、修正申告で外国税額控除を適用できないと考えている。	確定申告書に加え、修正申告書又は更正の請求書に当該控除金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、控除対象外国所得税の額を課されたことを証する書類その他財務省令で定める書類を添付した場合も適用できる（所法95⑩）。
○ 外国税額控除の控除限度額計算に係る国外所得総額について、当該控除の適用を受けようとした外国所得税の課税標準となった国外所得のみを算入している。	控除限度額の計算の基礎となる当該年分の国外所得総額は、現地において課税標準とされた所得の金額そのものではなく、国外源泉所得の金額について国内法により計算した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（措置法の規定による申告分離課税の所得金額を含み、純損失及び雑損失の繰越控除の規定を適用しないで計算したところの金額）をいう（所令222）。
◎ 令和5年分の所得に対する外国所得税を令和6年になってから支払ったが、令和5年分に外国税額控除を適用している。	外国税額控除を適用する年分は、外国所得税を納付することとなる日の属する年（継続適用を条件に実際に納付した年とすることもできる。）となる（所基通95-3）。 この場合、令和5年分は控除余裕額を計算した外国税額控除の計算明細書を確定申告書に添付して申告し、令和6年分でその控除余裕額の範囲内で外国税額控除を行うこととなる（所法95②、122②）。
○ 令和5年の所得に対する外国所得税を令和6年になってから支払ったため、令和5年分で控除余裕額を繰り越す申告をし、令和6年分で外国税額控除を適用したが、その年分の所得税額を限度として還付税額を計算している。	控除余裕額を繰り越した場合の外国税額控除は、所得税額を超えて還付される場合がある（所法95③、122②）。
◎ 特定口座（源泉徴収あり）で取り扱っている国外株式の配当等について、配当所得の申告をすることなく外国税額控除を申告することができると考えている。	国外株式の配当等について、申告不要制度（措法8の5、9の2⑤）の適用を受けること（申告しないこと）を選択した場合には、当該配当等に係る外国所得税額は、外国税額控除の計算上「外国所得税の額」に該当しないものとみなされるため、外国税額控除の計算の基礎に入れることはできない（措令4の5⑫）。

八 税額控除	
3 住宅借入金等特別控除等	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 平成28年3月1日に、非居住者として家屋を取得したにもかかわらず、その後6月以内に入居し、年末まで引き続き居住していたことから、住宅借入金等特別控除の適用を受けている。	非居住者期間に家屋を取得等した場合においても、その他の要件を満たしているときは当該控除を適用することができることとなったのは、平成28年4月1日以後に住宅を取得した場合である（措法41①、平成28年改正法附76）。
○ 相続により住宅とその住宅に係る借入金を承継した場合に、住宅借入金等特別控除の適用をしている。	相続により住宅を取得するとともに借入金を承継しても、その借入金は相続による債務の承継であり住宅を取得するための借入金ではない（措法41）。
○ 建築条件付の一定の契約により土地を先に取得した後、新築の居住用家屋を取得し、その土地の取得に要する資金と建物の取得に要する資金を別々に銀行等から借り入れた場合で、適用年の12月31日において建物に係る住宅借入金等の金額を有さないときでも、住宅借入金等特別控除を適用できると考えている。	各適用年の12月31日において、その土地等の上に新築された居住用家屋のその新築に係る住宅借入金等の金額を有さない場合（すなわち土地等の取得に係る住宅借入金等の金額のみ有する場合）には、その適用年の12月31日におけるその土地等の取得に係る住宅借入金等の金額は有していないものとみなされ、住宅借入金等特別控除は適用されない（措令26⑨）。
◎ 建築後25年を経過した中古住宅について、「耐震基準適合証明書」等の添付がない場合、住宅借入金等特別控除を適用できないと考えている。	令和4年以後に居住の用に供した中古住宅については、昭和57年1月1日以後に建築されたものであれば、「耐震基準適合証明書」等の添付が不要となる。昭和56年12月31日以前に建築された住宅については、「耐震基準適合証明書」等の添付がない限り適用できない（措令26③）。 なお、令和3年以前に居住の用に供した中古住宅については、耐火建築物以外の建物は建築後20年、耐火建築物は25年を経過した場合には、「耐震基準適合証明書」等の添付がない限り適用できない（令和4年改正法附34①）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 中古住宅の築後経過年数を計算する際の「取得の日」を売買契約等の締結の日としている。	「取得の日」とは、建物の引渡しの日をいう。
◎ 中古住宅を取得した後、居住開始前に行った修繕に要した費用を中古建物の取得対価の額に含めず計算をしている。	中古住宅を取得し、居住開始前に行った修繕に要した費用は、中古建物の取得対価に含めて計算する（措法41-24(2)前段）。その際には「増改築工事証明書」の添付は不要となる。 なお、この取扱いは、家屋の修繕に要する費用に限って適用されるのであるから、例えば、室内の模様替えや設備の取替え等に要した費用には適用されない（「増改築等工事証明書」の添付が必要となる。）。
● 令和6年中に、総床面積50㎡以上の一般住宅の新築等を行って居住の用に供した場合、住宅借入金等特別控除が適用できると考えている。	居住開始が令和6年以後である場合には、次のいずれかの要件を満たす必要がある（措法41㉞、措令26㉞）。 ① 令和5年12月31日以前に建築確認を受けていること。 ② 令和6年6月30日以前に建築されていること。
○ 令和6年中に居住の用に供した住宅の総床面積が40㎡以上50㎡未満である場合、住宅借入金等特別控除の適用はできないと考えている。	総床面積が40㎡以上50㎡未満で新築又は建築後使用されたことのない住宅を居住の用に供し、控除を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合、住宅借入金等特別控除の適用はできる（措法41㉞㉞）。 ただし、その住宅が一般住宅である場合には、令和5年12月31日以前に建築確認を受けている場合に限られる。
○ 令和6年中に床面積50㎡以上の住宅の取得等をした場合、居住した者の合計所得金額が2,000万円超3,000万円以下でも住宅借入金等特別控除の受けられると考えている。	居住開始が令和4年以後である場合は、合計所得金額が2,000万円以下の者であることが要件となっている。 ただし、令和4年中に居住の用に供した場合で、新型コロナ税特法第6条の2の規定を適用する者に関しては、合計所得金額3,000万円以下となる。
○ 自己の居住の用に供していない家屋の増改築について、住宅借入金等特別控除の適用を受けている。	増改築した場合の住宅借入金等特別控除の適用は、自己の居住の用に供する家屋について増改築した場合に限られるので、例えば、父の居住の用に供する家屋について子が増改築しても、住宅借入金等特別控除は適用されない（措法41㉠、措令26㉠）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 借入金の償還期間が繰上返済により10年未満となった場合にも、住宅借入金等特別控除を適用している。	借入金の償還期間が当初10年以上であっても、その後、繰上返済等により10年未満となった場合には、繰上返済等をした年から住宅借入金等特別控除は適用されない（措通41-19）。
○ 新築の日前2年以内に取得した土地等の先行取得に係る金融機関からの借入金について、家屋に抵当権の設定がないのに当該借入金を住宅借入金等特別控除の対象となる借入金としている。	土地等の先行取得に係る金融機関からの借入金であっても、その借入金に係る債権を担保するために家屋を目的とする抵当権の設定がされていないものは、住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等には該当しない（措令26⑨六イ）。 なお、その後、その借入金に係る債権を担保するために家屋を目的とする抵当権が設定された場合、そのされた日の属する年以後の各年については、その借入金は住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等と取り扱われることとなる。
○ 住宅借入金等の借換えを行った場合、借入金等の年末残高証明書の「当初金額」が借換え直前の「残高」より多いにもかかわらず、借換え後の「年末残高」で控除額を算出している。	借換えを行った場合の住宅借入金等の年末残高は、次により計算をする。 ・ $A \geq B$ の場合 対象額 $\Rightarrow C$ の金額 ・ $A < B$ の場合 対象額 $\Rightarrow C \times \frac{A}{B}$ の金額 (A：借換え直前における当初の借入金等の残高 B：借換えによる新たな借入金等の額（当初金額） C：借換えによる新たな借入金等の年末残高) ※ 国税庁HPタックスアンサー「No.1233 住宅ローン等の借換えをしたとき」
○ 12月中に新築工事が完了し年内に居住開始したが、先行取得した敷地の借入金について、家屋を目的とした抵当権の設定が翌年1月初旬になったことから、居住年における住宅借入金等特別控除の適用は認められないと考えている。	抵当権の設定については、登記実務の関係からその年中に完了せず、翌年の日付となることもあるので、家屋の建設当初から抵当権の設定を予定していることが明らかであるなどの場合には、単純に登記上の日付によらず、手続を開始した年から該当するものとして扱って差し支えない。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>◎ 住宅借入金等特別控除の適用を受けている年分又は前年分において、住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例の適用を受けているにもかかわらず、その特例を受けた金額を住宅等の取得価額から減算していない。</p>	<p>個人が住宅借入金等特別控除の適用を受けている年分又は前年分において、住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例の適用を受けた場合は、住宅借入金等特別控除額の計算上、当該特例を受けた金額を住宅等の取得価額から減算する必要がある（措法 41、70 の 2 ②五、70 の 3 ③五、措令 26⑥）。</p>
<p>◎ 新たに取得した家屋を居住の用に供した年の前年において、それまでに住んでいた家屋の譲渡について措法 31 の 3 ①（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）の規定の適用を受けているにもかかわらず、住宅借入金等特別控除を適用している。</p>	<p>新築又は取得した家屋をその居住の用に供した個人が次の期間において、その新築又は取得をした家屋及びその敷地の用に供している土地等以外の資産（それまでに住んでいた家屋など）について、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例など（措法 31 の 3 ①、35①（同条③の規定により適用する場合を除く。）、36 の 2、36 の 5 若しくは 37 の 5）の適用を受けている場合には、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない。</p> <p>(1) 令和 2 年 4 月 1 日以後に譲渡した場合 その居住の用に供した年とその前 2 年・後 3 年の計 6 年間</p> <p>(2) 令和 2 年 3 月 31 日以前に譲渡した場合 その居住の用に供した年とその前後 2 年ずつの計 5 年間</p>
<p>○ 平成 27 年分以前の確定申告において住宅借入金等特別控除の適用を受けていた居住者が、転勤により平成 28 年中は非居住者となった。</p> <p>この場合において転勤後もその住宅に配偶者等が引き続き居住しているため、平成 28 年分の非居住者の総合課税の申告において、住宅借入金等特別控除を受けている。</p>	<p>措通 41-1（居住の用に供した場合）又は措通 41-2（引き続き居住の用に供している場合）の取扱により居住要件が緩和される場合において、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する住宅については、非居住者の総合課税の申告においても同控除の適用が認められることとなるが（措法 41、平成 28 年改正法附 76）、同日前に取得した住宅については、居住者の申告に限られる。</p>

【認りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 住宅借入金等特別控除の適用を受けている納税者の死亡により団体信用保険（契約者及び保険金受取人：銀行等、被保険者：納税者）が支払われ、住宅借入金等の残債が返済されているにもかかわらず、その死亡の年において住宅借入金等特別控除の適用を受けている。</p>	<p>住宅借入金等特別控除の適用を受けていた者の死亡により団体信用保険で住宅借入金等の残債が返済された場合には、その死亡の日において住宅借入金等の残高がなくなることから、その死亡の年において、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない。</p> <p>なお、遺族が受け取った生命保険から住宅借入金等の残債を返済した場合には、その死亡の日において住宅借入金等の残高があることから、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。</p>
<p>○ 令和6年中に取得した中古住宅について、当年の合計所得金額が1,000万円以下で、床面積が40㎡を超えていれば、住宅借入金等特別控除が適用できると考えている。</p>	<p>床面積が40㎡以上50㎡未満（特例居住用家屋）の住宅について、住宅借入金等特別控除の適用ができるのは新築又は建築後使用されたことのない建物である場合に限る（措法41②）。</p>
<p>○ 家屋の所有者以外の者が、自己の居住の用に供する家屋について耐震改修を行った場合、住宅耐震改修特別控除の適用を受けることはできないと考えている。</p>	<p>住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）については、住宅借入金等特別控除（措法41、41の2）のよ うに、「（特定）個人が所有している家屋」である必要はない。</p>
<p>○ 自己の所有している居住の用に供している家屋について増改築等を行うとともに耐震改修したが、住宅借入金等特別控除との選択適用だと考えている。</p>	<p>一の工事であっても、住宅耐震改修特別控除、住宅借入金等特別控除の各要件に該当する場合には、重複して適用することができる（措法41①、41の19の2①）。</p>

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ バリアフリー改修工事等を行った者全てが住宅特定改修特別税額控除の適用があると考えている。</p>	<p>バリアフリー改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除が受けられる個人は、原則として居住年の12月31日の現況で、次の(1)から(5)のいずれかに該当する個人であることが要件とされている（措法41の3の2①、41の19の3①）。</p> <p>(1) 年齢が60歳以上である者 (2) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 (3) 同法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 (4) 所法第2条第1項第28号に規定する障害者に該当する者 (5) 高齢者等（上記(2)から(4)のいずれかに該当する者又は年齢が65歳以上である者）である親族と同居を常況とする者</p>

八 税額控除 4 定額減税	
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>● 青色事業専従者である配偶者を定額減税の対象としている。</p>	<p>青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」という。）は、定額減税の対象となる同一生計配偶者又は扶養親族（以下「同一生計配偶者等」という。）には含まれないこととされており、これらの者を同一生計配偶者等として定額減税の適用を受けることはできない（措法41の3の3②）。青色事業専従者等が所得控除の合計額以上の所得金額であるなどにより、定額減税前の所得税額がある場合には、青色事業専従者等が自身の申告等で定額減税の適用を受けることとなる。</p>
<p>● 合計所得金額が48万円を超える配偶者を定額減税の対象としている。</p>	<p>合計所得金額が48万円を超える配偶者又は親族は、定額減税の対象となる同一生計配偶者又は扶養親族（以下「同一生計配偶者等」という。）には含まれないこととされており、これらの者を同一生計配偶者等として定額減税の適用を受けることはできない（措法41の3の3②）。</p> <p>【参考】控除しきれない定額減税の額がある場合や、定額減税前の所得税額がない場合については、調整給付の対象とされており、当該調整給付の支給は、市区町村の管轄である（詳しくは、内閣官房HP「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置（外部サイト）」を参照。）。</p>

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>● 給与等と公的年金等に係る源泉徴収税額の両方から定額減税の適用を受けている場合、確定申告の義務があると考えている。</p>	<p>給与等に係る源泉徴収税額と、公的年金等に係る源泉徴収税額の両方から定額減税の適用を受けていることだけをもって、確定申告の義務は発生しない（所法121①③）。</p>
<p>● 非居住者である配偶者を定額減税の対象としている。</p>	<p>定額減税の対象となる同一生計配偶者又は扶養親族については、居住者に限ることとされており、非居住者である配偶者を同一生計配偶者として定額減税の適用を受けることはできない（措法41の3の3②）。</p>

九 確定申告等

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 相続人が複数人いる場合、準確定申告書の付表には、相続人代表者の署名があれば足りると考えている。</p>	<p>相続人が2人以上いる場合の準確定申告書付表には、原則として各相続人の署名がなければ相続人全員が申告したことにならない（所令263②、所規49一）。相続人代表者のみの署名しかない場合には、他の相続人は無申告となる。</p>
<p>◎ 給与所得者が還付申告をするに当たって、20万円以下の雑所得等を除外している。</p>	<p>確定申告を要しない給与所得者であっても、申告書を提出する以上、20万円以下の雑所得等も申告しなければならない。</p> <p>ただし、確定申告を要しない配当所得等又は上場株式等の譲渡による所得を除く（措法8の5、37の11の5）。</p>

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>◎ 退職金について、退職所得の受給に関する申告書を提出した上、退職所得の全部について適正に源泉徴収が行われている場合、確定申告書に記載を省略しても良いと考えている。</p>	<p>配偶者控除や基礎控除等の適用の可否を判断するための合計所得金額には、退職所得の金額を含めて計算する必要があるため、適正に源泉徴収が行われている退職所得も確定申告書に記載が必要である。 よって、確定申告書に記載しなかった退職所得を修正申告に入れること及び退職所得を確定申告書に記載しなかったことを理由とする更正の請求は認められる（所法121②）。</p>
<p>○ 居住者である外国人モデルの報酬について、支払者が誤って20%の源泉徴収をしたものを確定申告書で還付請求している。</p>	<p>源泉徴収税額の過誤納金は、支払者である源泉徴収義務者が所轄署に還付の請求をし、一旦源泉徴収義務者が還付を受けた後、受給者に返金されることになる（所基通181～223共-6）。</p>
<p>○ 所法第121条に該当する者が提出した第3期分の税額が記載された確定申告書は、本人の申出があっても撤回できないと考えている。</p>	<p>所法第121条に該当する者が提出した当該確定申告書は、撤回が認められる。 なお、申告書が撤回された後は、無申告となる（所基通121-2(注)1）。</p>
<p>◎ 日本の子会社から給与の支払を受けている者（年末調整済）が、外国の親会社から20万円以下の給与等（ストックオプションを含む。）の支払を受けた場合、確定申告は不要であるとと考えている。</p>	<p>源泉徴収が行われない給与等の支払を受けている場合は、所法第121条の規定はなく、確定申告が必要である（所法121①、所基通121-5）。 ※ 国税庁HPタックスアンサー「No.1900 給与所得者で確定申告が必要な人」参照</p>
<p>◎ 公的年金等の収入が400万円以下の者で、青色申告特別控除55万円を控除した後の所得金額が20万円以下である場合に、確定申告は不要であるとと考えている。</p>	<p>所得金額が20万円以下であることを判断する際は、確定申告書への記載若しくは明細書等の添付を要件として適用される特例等は、全て適用しないで計算した所得金額で判断する（所基通120-1）。</p>

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>◎ 源泉徴収の対象とならない年金を含む公的年金等の収入金額が400万円以下の者で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合に、確定申告は不要であると考えている。</p>	<p>源泉徴収の対象とならない年金（例えば、外国の制度に基づき国外において支払われる年金）の支給を受ける者は、公的年金等に係る確定申告不要制度を適用できない（所法121③）。</p>
<p>◎ 主たる収入が公的年金等である者についての確定申告不要制度（所法121③）の要件に該当するかの判定にあたり、「公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」は、所得金額調整控除額適用前の給与所得の金額を基に計算するものと考えている。</p>	<p>当該確定申告不要制度の要件に該当するかの判定については、給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除を適用した後の給与所得の金額を基に判定する（所法121③、措法41の3の11②、③）。</p>
<p>○ 申告義務のない者で確定申告書を提出しない場合、国外財産調書も提出不要であると考えている。</p>	<p>国外財産調書の提出義務者は、居住者（非永住者除く。）で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する場合とされていることから（国外送金等調書法5）、申告義務がなく確定申告書を提出しない場合であっても国外財産調書は提出しなければならない。</p> <p>財産債務調書についても、居住者（非永住者除く。）で、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である場合は、申告義務がなく確定申告書を提出しない場合であっても提出しなければならない（国外送金等調書法6の2）。</p> <p>※ 令和5年分以前の財産債務調書については、申告義務がある者または還付申告書を提出できる者で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する者が提出義務者となる。</p>
<p>● 国外財産調書及び財産債務調書の提出期限は、翌年3月15日であると考えている。</p>	<p>令和5年分以後の提出期限は、翌年6月30日となった（国外送金等調書法5、6の2）。</p>

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>◎ 申告義務のない者が令和元年分の還付申告書を翌年3月15日前に提出していた場合において、その申告に係る更正の請求は同日から5年後の令和7年3月15日までに提出すればよいと考えている。</p>	<p>申告義務のない者が令和元年分の還付申告書を翌年3月15日前に提出していた場合、その申告に係る更正の除斥期間は、その提出日から5年間となる（通法70①一かっこ書）。 よって、更正の請求についても、同日から5年以内に行う必要がある（所基通122-1）。 （例） 令2.2.25提出 → 令7.2.25まで なお、申告義務のある者が法定申告期限内に提出した還付申告書についての更正の請求書は、法定申告期限から5年間提出することができる。 （例） 令2.2.25提出 → 令7.4.16まで ※ 法定申告期限が、令和4年1月1日以後となる還付申告書から、申告義務のある還付申告はなくなった。</p>
<p>◎ 令和元年分の還付申告書は、令和7年3月15日まで提出できると考えている。</p>	<p>還付申告書（所法123に基づくものを除く。）は、その提出をすることができる日から5年間に限って提出することができる（通法74）。したがって、令和元年分の還付申告書は、令和6年12月31日まで提出することができる。 ただし、年の途中で死亡した者のその年分の還付申告書については、死亡日の翌日から5年間となる。 ※ 確定申告期限が令和4年1月1日以後となる所得税等の確定申告については、申告義務がある還付申告書はなくなり、最終的に還付となる場合、確定申告義務はないこととされた。</p>

消 費 税 編

一 納税義務者

【基本事項】

次のいずれかに該当する事業者は、令和6年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要となる。

- ① 適格請求書発行事業者の登録を受けている事業者 (注)
- ② 当課税期間（令和6年分）に係る基準期間（令和4年分）における課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ③ 当課税期間（令和6年分）に係る特定期間（令和5年1月1日～令和5年6月30日）における課税売上高が1,000万円を超える事業者（特定期間中に支払った給与等の合計額で判定することもできる）
- ④ 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者
- ⑤ 相続があった場合の納税義務の免除の特例の適用を受ける事業者
 - ・ 相続のあった年の判定…被相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるか。
 - ・ 相続の翌年及び翌々年の判定…相続人の基準期間における課税売上高と被相続人の基準期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超えるか。

(注) 令和6年分について免税事業者であった事業者が、課税期間の途中、例えば、令和6年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、登録日である令和6年10月1日以降から課税事業者となる。そのため、令和6年10月1日から令和6年12月31日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和6年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要となる。

【誤りやすいポイント】

- 令和4年分において免税事業者であった個人事業者の令和6年分の納税義務の判定に当たって、売上高に110分の100（又は108分の100）を乗じて課税売上高を計算している。

【補足説明】

免税事業者の売上げには消費税が課されていないことから、基準期間である課税期間において免税事業者であった場合の課税資産の譲渡等の対価の額は、その期間中に国内において行った課税資産の譲渡等に伴って収受し、又は収受すべき金銭等の全額となる（消基通1-4-5）。

- 令和6年分に係る基準期間（令和4年分）における課税売上高を計算する際に、事業用資産の譲渡の対価の額を含めていない。

事業の用に供している建物、機械等の売却は課税の対象に含まれるため、基準期間中に行った事業用資産（課税資産）の譲渡の対価の額は、基準期間における課税売上高に含める必要がある（消令2③、消基通5-1-7(3)）ことから、基準期間における譲渡所得の内容についても確認する必要がある。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 被相続人が提出した「消費税課税事業者選択届出書」の効力は、相続人に及ぶと考えている。</p>	<p>相続人には「消費税課税事業者選択届出書」の効力は及ばないことから、その適用を受けるためには、新たに当該届出書を提出しなければならない（消基通1-4-12(1)）。</p> <p>なお、事業を営んでいない個人が相続により被相続人の事業を承継して新たに事業を開始した場合又は現に事業を営む個人が課税事業者となることを選択していた被相続人の事業を相続により承継した場合において、その事業を開始した日又は相続があった日を含む課税期間から課税事業者となることを選択しようとするときは、当該課税期間中に当該届出書を提出することとなる（消法9④、消令20二、消基通1-4-12(2)）。</p>
<p>○ 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した者について、基準期間における課税売上高が一度でも1,000万円を超えた場合には、当該届出書の効力が消滅すると考えている。</p>	<p>「消費税課税事業者選択届出書」は、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下である課税期間について課税事業者となることを選択するものであるから、当該届出書を提出したことにより課税事業者となった後において基準期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合であっても、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出しない限り届出書の効力は存続する。</p> <p>したがって、その後、再度基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった課税期間については、課税事業者となる（消基通1-4-11）。</p>
<p>○ 「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を提出した者について、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったこと等により、一度でも免税事業者となった場合には、当該届出書の効力が消滅すると考えている。</p>	<p>「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を提出して課税期間の特例制度を適用している事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったことにより、免税事業者となった場合においても、「消費税課税期間特例選択不適用届出書」を提出した場合を除き、当該届出書の効力は失われない。</p> <p>したがって、その後の課税期間（短縮された課税期間）の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えたこと等により課税事業者となった場合には、その短縮された課税期間ごとに確定申告等を行うこととなる（消基通3-3-1）。</p>
<p>○ 郵送により提出された「消費税課税事業者選択届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」等の提出日を実際に署に届いた日としている。</p>	<p>「消費税課税事業者選択届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」等は、国税通則法第22条に規定する「その他国税庁長官が定める書類」に該当することから、通信日付印により表示された日に提出がされたものとみなされる（平成18年国税庁告示第7号二ロ）。</p>

【誤りやすいポイント】

- 「消費税課税事業者選択届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」等をある課税期間から適用とした場合において、その提出すべき期間の末日が日曜日等に当たるときには、国税通則法第10条第2項の規定により、当該届出書の提出すべき期間がこれらの日の翌日まで延長されると考えている。

【補足説明】

「消費税課税事業者選択届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」等は、当該届出書が提出された日の属する課税期間の翌課税期間（新たに事業を開始した場合には提出日の属する課税期間）から効力が生じるものであり、当該届出書には提出期限がないことから、国税通則法第10条第2項の規定の適用はない。

したがって、課税期間の末日が土曜日、日曜日、休日等に当たる場合であっても、提出すべき期間が延長されることはない。

二 課税の範囲

〔基本事項〕

消費税の課税の対象（特定仕入れを除く。）となる取引は、次の要件の全てを満たすものとなる（消法2①八、4①）。

- ① 国内において行う取引であること
- ② 事業者が事業として行う取引であること
- ③ 対価を得て行う取引であること
- ④ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること

○ 課税の対象となる取引のうち、次のものは非課税とされている（消法6、別表2）。

課税することがないもの	社会政策的な配慮に基づくもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地などの譲渡及び貸付け ・ 有価証券、支払手段の譲渡 ・ 利子、保証料、保険料など ・ 郵便局等一定の場所における郵便切手類、印紙などの譲渡 ・ 商品券、プリペイドカードなどの譲渡 ・ 一定の行政手数料など ・ 外国為替業務に係る役務の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険医療など ・ 介護保険サービス、第一種・第二種社会福祉事業など ・ 助産 ・ 埋葬料、火葬料 ・ 一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付けなど ・ 一定の学校の授業料、入学金など ・ 教科用図書の譲渡 ・ 住宅の貸付け (注)

(注) 令和2年4月1日以後に行われる住宅の貸付けについて、その貸付けに係る契約上、貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、その貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合には、非課税となる。

【誤りやすいポイント】

○ 所得税法上の雑所得に該当する収入は、全て課税売上げにならないと考えている。

【補足説明】

消費税は、国内において事業者が行う資産の譲渡等を課税の対象としていることから（消法4①）、所得税法上の所得区分は、消費税の課税関係に影響を与えるものではない。
また、消費税法における「事業として」とは、「対価を得て行われる資産の譲渡等を反復、継続かつ独立して行うこと」をいい、所得税法における「事業」より広い概念である（消基通5-1-1）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 事業用車両を売却（下取り）しているが、その対価の額を課税売上げとしていない。	資産の譲渡等には、その性質上、事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡が含まれるため、事業用車両の売却（下取り）の対価の額は課税売上げに含める必要がある（消令2③、消基通5-1-7(3)）。
○ 居住用アパートを譲渡したが、その対価の額を非課税売上げとしている。	居住用アパートの賃貸料は非課税売上げとなるが、居住用アパートの譲渡は事業用資産の譲渡に該当し、その対価の額は課税売上げとなる（消法4①、6①、28①、別表2十三）。
○ 居住用アパート兼自宅を譲渡したが、その譲渡の対価の額のうち居住用アパートに係る対価の額を課税売上げとしていない。	事業用及び家事用に供していた建物を譲渡した場合、事業の用に供していた部分の譲渡は、消費税の課税対象となる。他方、家事の用途に供していた部分の譲渡は、事業として行われたものではないため、消費税の課税対象とならない（消基通5-1-1(Ⅱ)1）。 したがって、建物の譲渡の対価の額について、事業の用途に供した部分と家事の用途に供した部分とに合理的に区分し、消費税の課税標準額を計算する必要がある（消基通10-1-19）。
○ 建物を譲渡した際に買主から受領した固定資産税の未経過分を課税売上げとしていない。	資産の譲渡に伴い、当該資産に対して課された固定資産税等について譲渡の時に未経過分がある場合、その未経過分に相当する金額を当該資産の譲渡について収受する金額とは別に収受している場合であっても、当該未経過分に相当する金額は当該資産の譲渡の金額に含まれる（消基通10-1-6）。
○ 居住用アパートの貸主が、借主が退去する際に敷金から差し引いた原状回復費を課税売上げとしていない。	建物の借主は、退去に際して建物を原状に回復する義務があるが、その場合に、貸主が借主に代わって行う原状回復工事は、貸主の借主に対する役務の提供として、消費税の課税対象となる（消法2①八、消基通5-5-1）。 したがって、借主が退去する際に貸主が敷金から差し引いた原状回復費については、貸主の課税売上げとなる。
○ 事務所用建物の貸付けに係る対価と、その敷地の貸付けに係る対価とを区分して記載した賃貸借契約書を作成し、借主から受領した敷地に係る対価の額を課税売上げとしていない。	施設の利用に伴って土地が使用される場合は、非課税となる土地の貸付けには含まれない（消法別表2一、消令8）。 したがって、建物の貸付けに係る対価と土地の貸付けに係る対価とに区分している場合であっても、その対価の額の合計額が当該建物の貸付けに係る対価の額となる（消基通6-1-5(Ⅱ)2）。

【誤りやすいポイント】

● 課税事業者が事業を廃止したが、事業用固定資産に該当しなくなった資産の時価相当額を課税売上げとしていない。

【補足説明】

課税事業者が事業を廃止した場合、事業の廃止に伴い事業用固定資産に該当しなくなった車両等の資産は、事業を廃止した時点で家事のために消費又は使用したものとして、事業として対価を得て当該資産を譲渡したものとみなされ、非課税取引に該当しない限り、事業を廃止した時の当該資産の通常売買される価額（時価）に相当する金額を、当該事業を廃止した日の属する課税期間の課税標準額に含める必要がある（消法2①八、4⑤一）。

三 課税仕入れ

【基本事項】

仕入控除税額の計算方法に係る留意事項は、次のとおりである。

① 一般課税（消法30）

当課税期間における課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合には、課税仕入れ等の税額を全額控除することは認められず、個別対応方式又は一括比例配分方式によって仕入控除税額を計算する。

（課税売上割合の計算方法）

$$\frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）}}{\text{資産の譲渡等の対価の額（税抜き）}} = \frac{\text{課税売上} + \text{免税売上}}{\text{課税売上} + \text{免税売上} + \text{非課税売上}}$$

② 簡易課税制度（消法37）

事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」が提出されており、当課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下である場合に適用する。

【誤りやすいポイント】

○ 事業に使用していた土地と建物を一括譲渡し、建物部分の対価の額については、課税資産の譲渡等の対価の額に含めて課税売上割合を計算していたが、土地部分の対価の額については、資産の譲渡等の対価の額に含めていなかったため、課税売上割合が過大となり、仕入控除税額が過大となっている。

【補足説明】

建物部分に係る課税資産の譲渡等の対価の額と土地部分に係る非課税資産の譲渡等の対価の額を課税売上割合の計算（分母）に含める必要がある（消法6①、30⑥、別表2一）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 一般課税の申告に当たり、所得税の決算書等の経費科目ごと一括して課税判定を行い、仕入控除税額の計算をしている。	接待交際費、雑費等の中に、商品券、ビール券又は収入印紙の購入代金など、課税仕入れに該当しないものが含まれている場合には、それらを除いて仕入控除税額を計算する。
○ 事業と家事に共用する減価償却資産を取得しているが、その取得価額の全額を課税仕入れに係る支払対価の額としている。	家事共用資産を取得した場合、その家事使用に係る部分は、課税仕入れに該当しない。 この場合、当該資産の取得に係る課税仕入れに係る支払対価の額は、その資産の使用率、使用面積割合等の合理的な基準により計算する（消基通11-1-4）。
○ 令和2年10月1日以後 ^(※) に行われた居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額を仕入税額控除の対象としている。	令和2年10月1日以後 ^(※) に行われた居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象とならない（令和2年改正法附44①、消法30⑩）。 「居住用賃貸建物」とは、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（建物の構造や設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいう。） <u>以外</u> の建物であって高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産に該当するものをいう。 なお、建物の一部が店舗用になっている居住用賃貸建物を、その構造及び設備その他の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分とそれ以外の部分（居住用賃貸部分）とに合理的に区分している場合は、居住用賃貸部分に係る課税仕入れ等について、仕入税額控除が制限される（消法30⑩、消令50の2①）。 ^(備) 令和2年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に行われた居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、仕入税額控除の対象となる（令和2年改正法附44②）。

四 控除対象仕入税額の調整

〔基本事項〕

仕入控除税額の調整制度には、次のものがある。

- ① 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例（消法 32）
- ② 課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整（消法 33）
- ③ 課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整（消法 34）
- ④ 非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整（消法 35）
- ⑤ 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整（消法 35 の 2）
- ⑥ 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整（消法 36）

【誤りやすいポイント】

【補足説明】

<p>○ 直前の課税期間まで免税事業者であったが、期首棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。</p>	<p>免税事業者が課税事業者となる場合、課税事業者となる課税期間の直前の課税期間における期末棚卸資産（免税事業者であった課税期間中に課税仕入れ等を行ったものに限る。）に係る消費税額については、課税事業者となる課税期間における課税仕入れ等の税額に加算する（消法 36①）。</p> <p>なお、免税事業者が課税期間の途中、例えば、令和 6 年 10 月 1 日に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、登録日である令和 6 年 10 月 1 日以降から課税事業者となるが、この場合も登録日の前日（9 月 30 日）に有している棚卸資産に係る消費税額について、令和 6 年の課税期間における課税仕入れ等の税額に加算することとなる（平成 30 年改正令附 17、消法 36①）。</p>
<p>○ 課税事業者が翌課税期間に免税事業者となる場合において、期末棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。</p>	<p>課税事業者が免税事業者となる場合、免税事業者となる課税期間の直前の課税期間における期末棚卸資産（当該直前の課税期間中に課税仕入れ等を行ったものに限る。）に係る消費税額については、当該直前の課税期間における課税仕入れ等の税額から控除する（消法 36⑥）。</p> <p>ただし、当該直前の課税期間において簡易課税制度の適用を受ける事業者については、この調整を行う必要はない（消基通 12-7-4）。</p>

五 簡易課税制度

【誤りやすいポイント】

○ 令和6年分の消費税の確定申告時に当該申告年分から簡易課税制度の適用を受ける旨の「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している。

○ 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した者について、一度でも①その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、同制度を適用することができなくなった場合、又は②その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合には、当該届出書の効力が消滅すると考えている。

○ 簡易課税制度の適用を受ける事業者が、簡易課税制度の適用開始後1年目に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出し、翌年から一般課税を適用している。

【補足説明】

簡易課税制度は、原則として、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した日の属する課税期間の翌課税期間から適用される（消法37①）。

したがって、令和6年分の消費税の確定申告時に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出したとしても、令和6年分において簡易課税制度の適用を受けることはできない。

※ 令和7年中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合、簡易課税制度の適用を受けることができるのは、原則として、令和8年分の消費税の確定申告からとなる。

なお、新たに事業を開始した日の属する課税期間又は相続により簡易課税制度の適用を受けていた被相続人の事業を承継した日の属する課税期間については、それらの日の属する課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、それらの日の属する課税期間から簡易課税制度を適用することができる（消法37①、消令56①一二）。

「消費税簡易課税制度選択届出書」は、課税事業者の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について簡易課税制度を選択するものであるから、当該届出書を提出した事業者の、①その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、その課税期間について同制度を適用することができなくなった場合又は②その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下となったときには、当該課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出している場合を除き、当該課税期間について再び簡易課税制度が適用される（消基通13-1-3）。

原則として、適用開始課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することはできない（消法37⑥）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 委託販売業を第五種事業としている。	<p>委託販売業は、日本標準産業分類の大分類において「I卸売業、小売業」に分類されているが、「他の者から購入した商品」を販売する事業ではないことから、第一種事業及び第二種事業には該当しない。</p> <p>また、第三種事業である製造業、第五種事業であるサービス業及び第六種事業である不動産業の範囲は、おおむね日本標準産業分類の大分類に掲げる分類を基礎として判定するところ、委託販売業は「I卸売業、小売業」に分類されていることから、第三種事業、第五種事業及び第六種事業には該当しない。</p> <p>したがって、委託販売業は、第一種事業から第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業として、第四種事業に該当する。</p> <p>なお、委託販売業は、原則として、委託販売手数料が役務の提供の対価となる。</p>
○ 適用税率が複数ある申告において、いわゆる75%ルールの判定を適用税率が異なるごとに判定している。	いわゆる75%ルールの判定は適用税率が異なるごとに判定するのではなく、それらの合計額をもって計算した割合により判定する（消令57③）。
○ 「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の譲渡」に係る事業区分を令和元年10月1日以後についても第三種事業としている。	消費税の軽減税率制度が実施された令和元年10月1日から「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の譲渡」に係る事業区分が第三種から第二種に変更されている（平成28年改正令附11の2①）。
● 相続人は、被相続人が簡易課税制度を選択していれば、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなくても簡易課税制度が選択できると考えている。	相続があった場合において、被相続人が提出した「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力は、相続人には及ばないことから、簡易課税制度を選択するには新たに当該届出書を提出しなければならない（消基通13-1-3の2）。
● 当課税期間の課税標準額が5,000万円を超えたため、簡易課税制度により、仕入控除税額の計算ができないと考えている。	「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、当課税期間の課税売上高が5,000万円を超えていても、基準期間（前々年）における課税売上高が5,000万円以下である場合には、簡易課税制度により、仕入控除税額の計算を行うことができる（消法37①）。

六 国境を越えた役務の提供

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 一般課税で課税売上割合が 95%未満である課税期間中において、国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」（リバースチャージ対象取引）を受けたが、その対価の額を課税標準額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額に含めていなかった。</p>	<p>国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた課税期間が、一般課税で課税売上割合が 95%未満である場合には、その対価の額を課税標準額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額の双方に含める（平成 27 年改正法附 42、44②）。</p> <p>なお、この対価の額には消費税等相当額が含まれていないことから、税抜計算は行わない（その対価の額がそのまま課税標準額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額となる。）。</p> <p>また、課税売上割合の計算においては、分母にも分子にも算入しないで計算する。</p>
<p>○ 一般課税で課税売上割合が 95%以上である課税期間中において、国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」（リバースチャージ対象取引）を受け、その対価の額を課税仕入れに係る支払対価の額に含めていた。</p>	<p>国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた課税期間が、①一般課税で課税売上割合が 95%以上である場合、②簡易課税制度の適用がある場合及び③ 2 割特例の適用がある場合、その対価の額は、課税標準額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額の双方に含めない。</p> <p>また、一般課税で課税売上割合が 95%未満である場合には、その対価の額を課税標準額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額の双方に含める（平成 27 年改正法附 42、44②、平成 28 年改正法附 51 の 2④）。</p>

七 適格請求書等保存方式

〔基本事項〕

「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）は、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式である。

① 適格請求書発行事業者の登録制度

適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要となる。

適格請求書を交付しようとする事業者は、適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要がある。

なお、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下となった場合においても、免税事業者とはならない。

② 適格請求書の交付義務等

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方である課税事業者から交付を求められた場合、適格請求書の交付及び交付した適格請求書の写しの保存義務が課されている。ただし、適格請求書を交付することが困難な一定の取引については、適格請求書の交付義務が免除される。

③ 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となる場合には、仕入税額控除の金額を、特別控除額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計を控除した残額の80/100に相当する金額）とすることができる。

2割特例は、事前の届出なしに、2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用を受けることができる。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>○ 適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者が、適格請求書発行事業者の登録に係る取下書を提出した。</p>	<p>適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者が、取下書により適格請求書発行事業者の登録を取りやめることはできない。</p> <p>この場合、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出することにより、翌課税期間から適格請求書発行事業者の登録を失効させることができる（消法57の2⑩一、消令70の5③）。</p> <p>例1 令和7年の課税期間から適格請求書発行事業者の登録を失効させるためには、令和6年12月17日までに「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出する必要がある。</p> <p>2 適格請求書発行事業者の登録日が、令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降である場合、登録日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、適格請求書発行事業者の登録を失効したとしても、基準期間の課税売上高にかかわらず、免税事業者とならない（平成28年改正法附44⑤）。</p>
<p>○ 免税事業者である事業者が、提出日を登録希望日とする適格請求書発行事業者の登録申請書を提出した。</p>	<p>免税事業者が令和5年10月1日以降に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出する場合は、当該登録申請書に「登録希望日」を記載して提出することにより、その登録希望日から適格請求書発行事業者となることができる（平成28年改正法附44④、平成30年改正令附15②）。</p> <p>ここでいう「登録希望日」とは「当該申請書の提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日」をいうため、「提出日」を「登録希望日」とすることはできない。</p> <p>なお、免税事業者が、課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合には、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録申請書を提出する必要がある（消法57の2②、消令70の2①）。</p> <p>例1 免税事業者が、令和7年1月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、令和6年12月17日までに登録申請書を提出する必要がある。</p> <p>2 課税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出する場合には、当該登録申請書に「登録希望日」を記載することはできず、登録日から適格請求書発行事業者となる。</p>

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
<p>● 令和5年から「消費税課税事業者選択届出書」によって課税事業者となり、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者が、令和7年から免税事業者となるために、令和6年中に「消費税課税事業者選択不適用届出書」のみを提出した。</p>	<p>「消費税課税事業者選択不適用届出書」のみを提出したとしても、適格請求書発行事業者の登録は取り消されないことから、免税事業者となることはできず、令和7年分についても消費税の申告義務が生ずる（消法9①）。</p> <p>令和7年から免税事業者となるためには、令和6年12月31日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出し、かつ、令和6年12月17日までに「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出する必要がある（消9⑤、⑧、57の2⑩一、消令70の5③）。</p>
<p>● 割戻し計算により売上税額を計算した場合には、仕入税額について積上げ計算を選択することはできないと考えている。</p>	<p>積上げ計算により売上税額を計算した場合には、仕入税額についても積上げ計算を適用する必要があるが、割戻し計算により売上税額を計算した場合には、仕入税額については積上げ計算又は割戻し計算のいずれかを選択することができる（消法30①、45⑤、消令46、62①、消基通11-1-9）。</p>
<p>● 令和4年分の消費税の確定申告から「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となっているため、令和6年分の消費税の確定申告において、2割特例を適用することができない。</p>	<p>「消費税課税事業者選択届出書」の提出により令和5年9月30日以前から引き続き課税事業者となる事業者は、令和5年10月1日の属する課税期間（令和5年分）にあつては2割特例の適用を受けることはできないが（平成28年改正法附51の2①一）、当該課税期間以外における2割特例の適用に係る制限はないため、令和6年分にあつては2割特例の適用を受けることができる。</p>
<p>● 令和5年中に適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者が、令和5年分の消費税の確定申告について基準期間の課税売上高が1,000万円以上であったことから2割特例の適用を受けられなかった場合、令和6年についても2割特例の適用を受けることはできない。</p>	<p>令和5年分の消費税の確定申告において2割特例の適用を受けられなかった場合であっても、令和6年分について適格請求書発行事業者の登録を受けていなければ免税事業者である等2割特例の適用要件を満たすときには、2割特例の適用を受けることができる。</p>

【誤りやすいポイント】

○ 令和5年分の消費税の確定申告において2割特例を適用した事業者が、令和6年分の消費税の確定申告時に、令和6年の課税期間を適用開始期間とする「簡易課税制度選択届出書」を併せて提出した。

【補足説明】

2割特例の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで、その翌課税期間において簡易課税制度の適用を受けることができる（平成28年改正法附51の2⑥）。

令和5年分の消費税の確定申告において2割特例の適用を受けた事業者が令和6年分の課税期間において簡易課税制度の適用を受けるためには、令和6年中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要がある。令和6年分の消費税の確定申告時に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出したとしても、当該年分において簡易課税制度の適用を受けることはできない。